

## 平成24年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成24年3月9日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 議案第 6号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9号 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第10号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第11号 御宿町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第12号 御宿町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第13号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第14号 平成23年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第15号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第16号 平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第17号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第23号 平成24年度御宿町一般会計予算（説明まで）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
7番	大地達夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君	12番	白鳥時忠君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	渡辺晴久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	佐藤昭夫君

---

事務局職員出席者

事務局長代理	田邊義博君	係長	市東秀一君
--------	-------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴に当たっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第6号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議案第6号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、昨年の人事院勧告並びに千葉県人事院勧告の勧告に基づき平成18年度に実施いたしました給与構造改革に伴う経過措置額について、段階的に廃止することから、条例改正を行うものであります。

国に準じた給料表水準の引き下げを行う一方、個々の職員が受ける新たな給料月額につきましては、平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間は、国と同様に経過措置を設けて段階的に実施してまいりました。千葉県では減額率を5分の1に設定し段階的に減額することとしており、御宿町もこれに準ずる改正を行うものであります。

条例の内容につきましては、平成18年度改正で減額されました給料月額に経過措置額が加わったものが現在の給料月額となりますが、この経過措置額に5分の1を掛けたものが減額基準額となります。現在の給料月額から減額されまして、2年目は減額基準額に2を掛けたものが

減じる額となります。この減じる額が経過措置額を上回ったり、昇級により減額後の給料月額を上回った時点で終了となります。

平成24年度の対象者は6名で、年齢は57歳以上の職員であります。平成26年度で対象者はなくなります。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

職員の給与を減じる内容というふうに理解をいたしました。ただいま今般の事案に関する対象者は6名だというご説明があったわけであり。そしてまた、この案件によりまして、平成26年度には対象者はなくなるというような計画であるというようなご説明であったと思っております。

そうしますと、新年度における影響額というのは幾らになるのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 平成24年度の影響額というご質問であります。個人1人で申し上げますと最大で3,175円の影響がございます。平均では1,488円ということで、年間の総額の影響額は14万2,000円という金額になります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

政府は、先般、平均〇．二、三％の削減を求めた2011年度人事院勧告を昨年4月にさかのぼって実施した上で、2012年、2013年度に平均7.8％削減をするという法案を可決したというふうに伺っております。

政府はこのように国家公務員の賃金を引き下げるという方向性であるわけであり。しかし、今般の定例会、特に当初予算、それから昨年度、今年を見ましても、既に課税客体である賃金が大幅に引き下がっているという中で町税も引き下がっていると。一方で、今日審議されるであろう案件の中にも保険料の値上げというものが上程されているわけであり。

町長に一般論としてお聞きいたしますが、既に国民の暮らし、町民の暮らし、特に賃金においてはもう十分に引き下がっているという状況だろうと思っておりますが、その状況についての町長の

認識を伺いたいと思います。

私の考えは、逆に賃金を上げていくということがこれからは必要じゃないかというふうに思うわけであります。そのための町の施策。昨日も一般質問で、通告はしてありましたけれどもそこまでには至りませんでしたけれども、農業や漁業、商業も含めて、そのほかの議員の皆さん方からもいろんなご意見がありましたけれども、暮らし、賃金、そうしたものをさまざまな形で町も含めて方向性をとっていくと。一言で言えば活性化をしていくというような議論がされたというふうに思うわけでありますけれども、こうした賃金が今どういう水準にあるのかということについての町長の認識をお伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このことにつきましては、個々いろいろなご認識があろうかと思いますが、私としましては、町の財政あるいは国の財政を見ましても非常に大変な時期であります。さらには、ご案内のとおり昨年の3月に大震災が発生しまして、いろんな意味でやはりお一人お一人がそれぞれ少しずつ痛みを分け合わなくちゃいけないんじゃないかなという認識でございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第7号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第7号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例につ

いてご説明をさせていただきます。

今回改正いたします御宿町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険事業計画による第1号被保険者の介護保険料の改定をするものでございます。

介護保険事業計画は、急速に進む高齢化率や、介護保険事業に係る保険給付費及び介護予防に係る事業等を計画的かつ円滑に実施するため、3年ごとに見直しを行うことが介護保険法で定められております。平成24年度から平成26年度までの第5期事業計画では、介護保険財政が健全な運営を行えるよう第1号被保険者の保険料の額の算出をし、改正をするものです。

添付の新旧対照表により説明をさせていただきます。

第2条保険料率の第1項に定める保険料を定める期間を、「平成21年度から平成23年度までの各年度」とあるのを「平成24年度から平成26年度までの各年度」といたします。また、介護保険法施行令第38条第1項に掲げる者の保険料を、第1号は「1万9,800円」を「2万4,000円」、第2号は「1万9,800円」から「2万4,000円」、第3号は「2万9,700円」から「3万6,000円」、第4号は「3万9,600円」から「4万8,000円」、第5号は「4万9,500円」から「6万円」、第6号は「5万9,400円」から「7万2,000円」へと各階層の保険料の改定をするものです。

附則第1では施行期日を平成24年4月1日と定め、第2ではこの保険料を平成24年度から適用する旨、明記いたしました。

保険料の基準額とされる第4号の県内平均保険料は、現状集計で、当町と比較いたしまして6,000円から9,600円増の5万4,000円から5万8,000円となる見込みとなっているようでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

介護保険料の改定ということですが、ただいまのご説明では、県内では値上げ率が低いというようなご説明であったというふうに思います。その努力は認めるわけですが、しかし、一般的に保険と申しますと、保険を納めると当然無料で各種のサービスが受けられるというのが先進諸国の実態であろうというふうに思います。

先ほども賃金のことで申しましたけれども、町民の暮らしが大変厳しい、また高齢者にとっても今年度、たしか年金が減額になるというふうにも伺っておるわけがあります。そうした中

で介護保険料の値上げとなりますと、さらに可処分所得、いわゆる生活に使うお金が減じるといふふうになると思うわけでありますけれども、まずその辺の認識について伺いたいと思います。

それからもう一つ、県内ではわかりましたけれども、近隣ではどうなのかというのを、もしデータを持っていればそれについてもご報告いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保険料の算出ということでございますけれども、保険料につきましては、今後3年間に必要な介護保険の総費用の20%を市町村に住んでいる65歳以上の方の金額で割った数字という形で保険料を算出しております。

私どもが現在、各保険料の状況を3年間見てまいりますと、24、25、26年度で約24億4,000万円ぐらいと想定している中で、第1号被保険者1万239人というそれぞれの数値を計画に基づき算定しております。

議員がご質問いただいているように、確かに非常に経済状況が厳しい中ではございますけれども、現状の保険料の算定にあたりましては、基本的に制度として、保険給付費から被保険者数で割り出して、金額を算定するということになっております。

段階的に6段階の中で、生活保護の受給者あるいは住民税の非課税世帯というものにつきましては基準額の0.5%で算出しておりますので、段階的な中でそれぞれの所得に応じた保険料の給付という形をお願いしておるところでございます。

郡内の状況でございますが、なかなか数字というのは、今、議会の開催中でもございますが、情報としては恐らく私どもの御宿町が一番低いのではないかと思われる状況はございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

御宿町は、ご承知のとおり、高齢化率が県内でもトップであるというふうに私も認識しております。であるならば、本来であればもっと高い保険料、要するに全体的なサービス量が多くなるということは保険料が高くなるというご説明が逆に言えばあったということですが、県内でも低いほう、郡内でも低いほうということはどういう理由があるのか。それは一口に言って、健康な高齢者の方が率として大変多く住んでいらっしゃるのか、そういう施策が町としてできているということもあろうかと思うんですけれども、その辺はどのように担当しては理解をしておるのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） サービス利用費の算定というのがございまして、在宅の場合と施設の介護を利用する場合ということになりますと、どうしても施設利用のほうが利用料金が高くなります。

ですので、国もやはり在宅のサービスを拡充するというような形で今回の法改正があるわけですが、私どものほかの市町村、近隣から見ていきますと、施設数がございませんで、そういった意味では施設利用者の数が少ない。かといって在宅のほうが手薄になるのかというご質問になるかもしれませんが、現状のところ特にそういった問題はなく、また特養の待機待ちにつきましても、近隣ですと300とか400とかという数字を伺いますけれども、私どものほうは特に必要とされる方につきましては30名程度というふうな推定をしております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

先ほど新しい年度の介護計画を見せていただきましたけれども、御宿町は比較的限られたサービス、それをうまく組み合わせることによりまして高齢者の要望にこたえてるというふうに私は理解しております。

それを実現させるためには、やはりちょうどこのフロアにありますけれども、担当の皆さん、それから包括支援センターの皆さん、社協の皆さん。残念ながら当町のようなところは大きな、要するに民間の事業者が大変少ない。あれを見ましてもほとんどサービスとしては入ってきておりません。該当にならないんだと思うんですね。

そうしますと、やはり少ないサービスを有効にきちんと使っていただくためには、サービスとサービスのマッチングですよね。これをとる人的対応というのが絶対的に必要だというふうに思うんです。それを続けるため、昨日も議会が終わりましたら課長は住民のところへ飛んで行かれましたよね。課長みずからがそういうように現場に足を運んでいってサービスをきちんと行うというのが実態だと思うんですね。ですから、そうした努力が逆に言えばこういう金額になっているというふうに思うんです。

そこで町長にお聞きしたいんです。そうした部署、これから御宿町の高齢化は、残念ながら少子の中で高齢化が進む。高齢化自体は大変うれしいことなわけでありましてけれども、そうした方々のサービスというのは、これはまさに人と人です。コンピューターではできません。これからの御宿町の町づくり、介護を含めた福祉についての町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、石井議員さんがおっしゃいましたように、非常に御宿町は県内でも高齢化率が高くなりまして、そういう中では、やはり私自身としても福祉政策の充実というのはまず考えなくちゃいけませんけれども、先般も申し上げましたように、きめ細かな福祉政策ということで、現在、まちづくり推進委員会の皆様方にいろいろ現場を検証していただいて、いろいろなお提言をいただいております。

そういう中で職員の関係につきましては適正化計画の中でやるという基本的な考え方がありますから、そういう意味では一人一人の職員が、大変だと思いますが、一つのそういった限られた中で私は努力していただきたいと。また、私どもも町民のために一生懸命、福祉の充実に努めていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第8号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺税務住民課長より議案の説明を求めます。

渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、議案第8号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のために必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布され、また、地方税法の一部を改正する法律が同月14日に公布されたこと

に伴いまして、御宿町税条例の一部を改正するものです。

内容は、道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲の改正が行われたことから町たばこ税率の引き上げを行う改正、また町県民税関係につきましては、退職所得で適用されておりました10%税額控除の廃止、大規模災害等に関する雑損控除について対象期間の延長、復興財源確保のために均等割500円が加算されることが主な内容となっております。

それでは、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

新旧対照表 1 ページをご覧ください。

上段第95条は、たばこ税の町分のたばこ税を1,000本につき644円引き上げるものです。県分については同額を引き下げることとなり、施行は平成25年4月1日からとなります。

本改正案は、法人関係の税制改正により、平成25年度以降、道府県に増収、市町村に減収が生じるため、この増減収を道府県たばこ税から市町村たばこ税の税源移譲により調整するものでございます。

その下段、附則第9条は、これまで退職所得について10%の税額控除がありましたが、税制改正によりこの特例部分が消除されましたので、町税条例についてあわせて改正するものです。平成25年1月1日以降に支払うべき退職所得からの適用となります。

附則第16条の2は、たばこの旧3級品について第95条と同様に改正するものです。1,000本当たり305円が県税分から町分へ税源移譲されることとなります。

1 ページ下段から2 ページ中段の附則第22条の改正は、大規模な災害発生による損害に係る雑損控除の適用対象期間について、これまで災害のやんだ日から1年とされておりましたが、地方税法施行令の改正により3年以内とされたことから、町税条例について所要の改正を行うものです。

2 ページ下段の附則第25条は、東日本大震災を受け、地方公共団体で行われる緊急防災・減災事業の地方分担金について、地方自ら財源を確保するという観点から時限的に県民税、町民税の均等割をそれぞれ500円加算する法整備が行われたため、町税条例について法の施行に合わせた条文を設けるものです。加算の期間は平成26年度から平成35年度までとなります。

下段から3 ページにかけては本改正案の附則となり、施行期日、経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第8号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今般の条例改正における町の影響額はそれぞれ幾つかあろうかと思いますが、1条関係、9条関係、それから25条関係について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） それでは影響額についてお答えします。

まず、95条と附則の16条の2でたばこ税の関係でございますが、たばこ税につきましては644円と305円それぞれ増額ということになりまして、平成23年度の決算見込みの本数で見ますと530万円程度の増額ということになります。こちらのほうは25年度からの影響になります。あわせて、住民税の法人税割が実効税率の5%減ということで160万円程度の減、税ベースで差し引きますと370万円程度の収入増が見込まれます。

ただ、ほかのいろいろな財源措置、交付税等、そういったところでこれが調整されるかどうかはわかりませんが、あくまでも税ベースでという形になりますが、370万円程度の収入増が見込まれます。

それから、9条関係の退職所得の特例の廃止につきましては、例年ベースで退職手当分の住民税が350万円程度でございますので、それで見込むと38万円程度の増収でございます。

それから、均等割の500円増につきましては、町外の家屋敷分の課税対象者1,800人も含めて均等割の対象者は5,410人でございますので、おおむね270万円程度、こちらのほうは26年度以降の影響ということになります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

退職手当が38万増というのはそれは町の収入ですから、減額控除をなくすわけですから、住民にとっては増税になるということになるわけですよ。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○3番（石井芳清君） はい、わかりました。

今の説明の中でも法人税は減額と、一方で住民には増税と。復興税についても政府は国民ひとしくと言いながら、先般、内閣が決めた大綱を見ましても、大企業減税はそのまま残すということであろうと思います。それがやはり今般の町の税条例にも見てとれるというふうに理解をいたしました。これについて最後に町長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国のそのような政策に見合って、その関係で各市町村が今回のご提案

をさせていただいていると。私としてはそれを是としてご提案させていただいております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第9号 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

藤原産業観光課長より議案の説明を求めます。

藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） それでは、議案第9号 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、平成23年度観光地魅力アップ緊急事業の補助事業を活用し、平成23年3月末に建てかえた月の沙漠複合インフォメーション施設は行政上の取り扱いは普通財産で、公の施設については地方自治法第244条の2に基づき行政財産に変更するため、条例の一部を改正することを提案するものです。

それでは、3ページの新旧対照表でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

第2条「名称及び位置」中、「御宿駅前観光案内所」の次に「月の沙漠複合インフォメーション」及び「御宿町六軒町505番地1」をつけ加え、第6条第1項1号「開所時間」及び第2号「休所日」中、「御宿駅前観光案内所」の次に「月の沙漠複合インフォメーション」を加えるものです。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

二、三聞きたいと思いますけれども、これは再確認という意味ですけれども、複合インフォメーションの設置管理条例を観光協会案内所として追加すると。この趣旨を聞きたい。

それともう一点は、月の沙漠記念館の同一敷地内にあると。月の沙漠記念館は設置条例と管理条例を持っています。そこに追加したほうが管理上、面倒が起こらないんじゃないか。それと同じ敷地内、あの広場もそうですけれども、同じ町有地の中にぽつんとあの小屋が別管理になると。じゃ月の沙漠広場をどうやって使うのか。設置したのは観光案内所と同系列だということで、月の沙漠記念館の条例と観光協会の条例がマッチングしていない中で、その辺の仕分けはどうするのか。

それと、10条に使用料は原則無料とありますけれども、公的に使えばというのと警察が警備に使ったり、そういうのは無料というのは理解できますけれども、すべて無料という観点ではいけないと思うんですよね。原則無料という言い方は、じゃ有料のときはどうするんだという中で、有料のときの条例がない。本来なら、条例としては町長の権限内で無料ができるという1項が入っていればそれで済む。それで料金の条例が入っていれば済むけれども、料金の条例がまず抜けているということ、これはエンドレスで無料かという話になってきてしまいますけれども、条例の3条の3、4には営業できる項目が入っています。これと相反する条例になってきています。

それと、まだ予算案に行っていないんですけど、ここの施設が単独でなったという中で、光熱水費、管理費はどこに計上してあるのか。

つるつと言いましたけれども、その辺をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、今回、議員のご指摘の月の沙漠記念館管理に関する条例のほうに入れたほうが整理するにはよろしいかというのは、同一敷地内という理解のもとだと思いますが、長年、月の沙漠記念館設置管理条例はありましたが、多くの場合、広場については観光イベントやそういった形で活用しております。あわせて、この建物がある前、従前ですか、そこにも既存の建物がありまして、そのときはたしか物産センターのような形で運用されていましたが、そのときの状態では管理条例がなかったということでもあります。

今回、観光案内所の設置管理条例に載せた理由としては、やはり補助金等をもたらした関係もございまして、内容的には観光案内所の一つだということで、夏の間ですか、そういったこと

もあってこちらのほうに載せてきたたということでもあります。

また、活用方法については、先ほど原則無料ということですが、通常、普通財産の場合、町が委託して今現在行っている観光イベント以外には使用できないような状況でございますので、一定のルールの中で、昨日、滝口一浩議員からの一般質問でもありましたが、この場所については、月の沙漠記念公園の中のラクダ像や月の沙漠のトイレに多くの方が来町され、行政側としても非常に重要な施設ということで認識しており、その中でできるだけ多くの方の時間が費やせる、そういった施設としても活用できるということで、これについては、観光協会や商工会の方たちと今後の運用方法についても一度協議させていただきたいと思っておりますが、観光協会あるいは商工会の方たちから音楽とかそういったものに活用できないかということがありまして、今回、このような形で提案させていただいております。

また、基本的にはここで情報を提供するというので考えていますので、先ほどご質問のあった御宿町観光案内所の設置管理条例の中の情報の提供ということで理解いただければと思います。

原則無料という位置づけについては、御宿町観光案内所の設置管理に関する条例を制定したときに石井議員からですか、ご質問があったんですが、使用期間について8日以上、認めていないということについていかがかという質問の中でも、できるだけ1週間程度の貸し出しを行い、次の日は片づけという形で、長期間貸すような形ではないということで原則無料だと。また、基本的には公の広報あるいは公的に使った中で、観光協会や商工会、そういった公的、準公的な団体が活用して多くの情報を出していただく、そういう施設だと理解していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(瀧口議員「光熱水費は」と呼ぶ)

○産業観光課長(藤原 勇君) 光熱水費については、現在、記念館のほうから実際は引いてあります。光熱水費については記念館の予算の中で出されていますので、よろしく願いいたします。

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) 単体で条例をつくって整備したといたら光熱水費も別でしょうと。それは月の沙漠記念館から支払わせると。そのインフォメーションセンターは観光協会とか商工会で使わせると、そういうために単体にしたと。月の沙漠記念館の条例だって、それは充分にできる対応ができて、できない条項があったら追加条例で可能なんですよ。わざわざそれを持ってくる理由もわからない。

あの広場は町有地ですからだれが使っても構わないと思うんですけれども、管理は月の沙漠記念館で管理している。同じ敷地内で同じ中で。それで今、屋上屋を架するようなやり方で、それは観光の企画がどうのこうのと言う前に内部整理がよくできなくなると。月の沙漠記念館の条例の中に追加すれば、同じ敷地内でこの条項を盛り込めば、不足分を盛り込めば簡単な話ですよ。わざわざそういう形でやって、この附則に指定管理者のできる規定を持ってきたということは、近々、指定管理に出すような考えがあるのかと。

また、あそこは、隣の瀧口議員が言ったように御宿町の観光の最重要ポイントで、今後、再度、観光に対する計画を見直さなきゃいけない時期に来ておるということも承知しておりますけれども、そういう中で同じ敷地になって、あの建物を別のところが管理するというんじゃないくて、能力がないんならまた違う形でそこへそういう配置をして、観光全体のインフォメーションでも何でも、必要ならそういう形で全体の中の計画を見直して行って、その位置づけをしていかなきゃいけない。あの建物だけぽつと、あれはインフォメーションセンターですよ。管理は8日間で切りかえていくよという施設仕様ではなかなか難しいんじゃないですか。8日間で細切れで使っていくという話じゃなくて、通年あそこで観光業務をやるという形のものに使わないと、全く意味がないんじゃないですか。

それと、設置条例をつくるんなら維持管理もしっかりつけなきゃだめだよ。あなたが言っているように、観光の中で月の沙漠記念館の位置づけをあなたは間違っているんだよ。月の沙漠記念館の中の費用を流用して使うというんなら、月の沙漠記念館の条例が当たり前ですよ。現金がそこへ流れていく。新たに条例をつくるに当たっては、単体でつくとあなたが言っているんだから単体にしなきゃいけない。していないんだもの。だから安易なんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） この御宿町観光案内所のインフォメーションについて、また月の沙漠記念館についても、これは産業観光課の所管でございます。今回、指定管理者に持っていくのではなくてやはり町が管理していくと。その中で、運用の中で多くの方、業的に使える方に活用していただいた中で観光振興施設としていきたいということで考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そういう形で町が管理していくという中で、あなたが言った多くの人に使用せると。使用せんなら応分の費用を取るべきですよ。私が言ったように公的なものだったらそれは無料でも構わない。ところが、できる規定の中でもそうなんですけれども、利益

が出る営業、そういうものも可能だと、8日間という限りの中でも。やっぱり何でも無料というわけにいかないでしょう。その辺が、収益を上げようという気が全く行政側にないのと同じで、できるところから収益を上げて少しでも町が豊かになると、使う人は応分の負担をすると、これが通常の考えだと思います。

それで、今、課長が言ったことは月の沙漠記念館の条例で対応できると。新たに県から補助金をもらおうと何しようと、これはインフォメーションセンターとして施設がそこにあるという形の中で、設置条例じゃなくて、月の沙漠記念館の中の附属施設として認めれば十分に済む話です。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 議員のご指摘も理解できますが、やはり使用目的が若干違っておまして、あくまでも月の沙漠記念館については加藤まさをのものを収蔵した、そういった童謡「月の沙漠」を伝承していくための施設だと私のほうは理解していますので、そういうことで広い意味での観光案内所としての位置づけで、今回、条例を分けたということでご理解いただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

原則無料については、あくまでも公的な機関に使用するというので、これは町がもともと管理していますので、この中で公に使っていく人たちを中心に考えています、利益とかそういうことはまた別として、あくまでも御宿町の観光情報やそういった振興に努めるものということでご理解いただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井と申します。

ここの条例6条（2）なんですけれども、休所日が12月31日から翌年の1月3日まで、国民の休日に当たるとは思いますけれども、我が御宿町は観光が主要産業の一つであるということであれば、私は、この日にちをずらした形で来町者を迎え入れて案内すると、そのような発想を持っていいんじゃないかなと考えているんですけれども、町長はどのように考えているか、よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今回の上程した内容ではないんですが、この休所時間をつくったときにはもともとそういったご提案がございました。ただし、これは指定管理者の中で話が出たんですが、やはりすべてを町が負担するのではなくて、そういった事業者がそれを有効

活用する上で、365日、そういった使用の仕方をしたいと、してもらいたいという町の目的もございまして、当然、現在、駅前観光案内所については365日開所しているような状況でございます。

また、この複合インフォメーション施設については、施行規則のほうで日にちも変更ができるようになっていきますので、そのような形で整理させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 土井です。

この休所日をその前に前倒しで持ってくるとか、ぜひともここは開いてもらいたいとの切なる希望です。検討のほどよろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 議員のご指摘については、慎重に審議した中で可能であればさせていただきたいと思っております。今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この月の沙漠複合インフォメーションセンターであります、新年度の利用計画と申しましようか、先ほど主に公的な利用に資するというような説明だったと思っておりますけれども、来年度、平成24年度、何日間ぐらい町としてここを利用するという計画があるのかとか、それをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、夏季の海水浴シーズン、44日間が中心だと思います。それとあわせて、先ほども少しお話ししましたが、この記念館周辺のラクダ像やトイレ等に多くのバスまたはお客が来ております。そういう人たちがどの程度滞在しているか、また、ここは非常にいい場所なんです、季節によっては南風等々が吹いたときに影響がありますので、そういった基礎的な調査を平成24年度に観光協会と町のほうであわせて進めていきたいということで今考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

基礎的調査というんですけれども、よくわからないんですけれども、それは記念館及び記念

館周辺を利用する方々なんですか、それともインフォメーションセンターを利用する方々なんですか。

同じことを聞いているんですけれども、結局、調査のためも含めて、説明では夏季の海水浴シーズンはオープンしていますよと。それはわかりました。そのほか、幾つかのイベント、この間もイベントを行ってその場所も使っているのを見ましたけれども、先ほどの海水浴シーズン、それから通常のイベントで何日間使うのか、それからその調査で何日間使うのかということですね。

つまるところ、そんなに多くの日数を利用する状況は、逆に言うとなんじやないかというふうに思うわけです。先ほどの料金を取る、取らないの話も含めてだと思っただけなんですけれども、このアンテナショップ、ちょっと長くなりますけれども、建てる前もここに施設がありましたよね。その施設がなぜできたかということが一つあると思うんですね。これは昨日、滝口議員の質問の中にもありましたけれども、いわゆる道の駅を設置したいというのが大分昔に議論されました。そのための需要とかを含めてどういう計画があるのかという中で、それではいわゆるアンテナショップをつくって市場動向を見ようじゃないかというのが、たしかあの施設の発端だと私は理解をしています。

その中で、いわゆる直売所みたいな形で、あそこで農産物、海産物を売ったりしていたわけでありましてけれども、たしか私の知るところによるとそれも交代交代で出ていったんですけれども、店番にもなかなかつかないような状況で、最終的には今そういう物産はどこに売っているかと申しますと、記念館の中の受付の一角を借りて行っていると思うんです。これがこの間のたしか実態であったんだろうなと思います。

そうすると、今度のインフォメーションセンター、この名称をつけられましたけれども、そのとおり、そこで今度、観光の情報発信をしていくんだということで、少なくともこういう施設名をつけられたわけですから、名は体をあらわすということがあるかと思いますが、じゃそこでどういう情報発信をしていくか、だれが発信をしていくのかと。先ほど・井議員からも、年末年始を含めて要するに365日運用してほしいという趣旨の質問なんだろうと私は理解をしているんですね。そのためにはどうすればいいのかということだろうと思うんです。そのためにはどうしていくのかと、今後の運営を含めてですね。それについて、先ほども質疑はあったわけでありましてけれども、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 先ほどの最初の質問ですが、インフォメーションを使用する

人ではなくて、月の沙漠記念館周辺に来る客がどういった動きをするのか。例えば単純にトイレを使用してそのまま時間調整で帰る方がどのくらいいるのか、また、ラクダの像のほうへ行ってそのまま帰ってしまうのか、そういったものをまず基礎的な調査をしたいということです。あわせて、その人たちに対して情報がどうやって出せるか、こういったことを今回この設置条例の中で行って、観光協会と町と共同でそういった調査をやりたいということで考えています。

また、使用日数については、夏の間、7月、8月の44日間、また9月、10月の土日祝日を中心に、12月についてはできるだけお客さんの動向を見ながら、調査を行いながら開いていきたいということで考えています。

情報の提供については、その中で目的が今後整理された中でさらにそういった情報発信の、例えばガイドブック、あるいは昨日、町長の中でも、今回新しく一つの方法としてつくっている四季のガイドブック、そういったものを活用して、町内にどのような形で滞在できるのかについて、月の沙漠インフォメーション施設を使いながらできるだけ調査したいということで考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

新しく建物を建てました、それはどういう目的に使いますかと。要するに目的のために建物を建てるということですね。今般も、補正の中では御宿町は大きな買い物をするような計画も出ております。

私が言いたいのは、インフォメーションセンターは観光に対する情報提供と、今おっしゃいましたし、先般も町長がおっしゃられましたけれども、例えばトイレにも入り口のわきに掲示板がございますね。それから、御宿町はほかにもトイレがございます。大体トイレは皆さんご利用される。町長も掃除も含めてよく利用されておりますので、その辺はよく理解されていると思いますし、トイレは大事だという千葉県知事のご発言も私は伺っております。

そういうところにきちんと町の情報が発信される。要するに、ここだけじゃなくてさまざまなところに町の情報を発信する場所、要するに人が来る場所があるわけですよ。そこが今どの程度有効に利用されているのかということが私は問題だと思うんですね。ですから、本来であればこれをつくる前、設置する前にそういう目的があって、その必要性の中から建物ができて、そうすれば今日みたいな議論はないはずなんです。そう思うんですね。

記念塔もそうですよね。記念塔は記念塔そのものに説明がありますけれども、そうしたものでやっぱり町はいろんな場所で情報発信をしていく。これは観光だけじゃありません。福祉だ

とかそういう情報、町も確かに公営掲示板がございますね。ここも大事な情報の発信源だと思います。それから、各行政区には集会所等もございます。消防団詰所もございます。こうしたところも含めて町の情報をどう提供していくのか。協働の町づくりを進めるかということですよ、町長。それが私は有効に利用されていないというふうに思うんですね。もうこれはできちゃっているわけですから、壊せという話じゃありません。

これを機としてそういう町の情報をどう提供するのか、どの場所にどういうものを提供していくのか、この辺を整理する必要があるんじゃないですか。それらが本当に有効に利用できるように、町民の皆さんに情報を的確に発信する。防災情報もそうですよ。津波の情報も高さの情報もそうですよ。そういうことが大事なんじゃないですか。

そのためにこういう一つ一つの施設をつくって、その目的に資するためにその事業内容があるわけですよ。これは全体的な話ですから、町長に最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今のお尋ねについては、平成11年ですか、ある程度、観光物産的な意味で建てているのは私のほうも理解しています。

今回の大きな問題は、先ほど少し触れましたが、44日間、夏の間、より安心・安全な町づくりの中で、どうしても警察の臨時派出所が必要だったこともありまして、今回、それだけではなかなか補助事業にもなりませんので、複合インフォメーションという形で県のほうに申請して2分の1の補助をいただいたという経緯がございます。

それと今回、もう一つ大きくあったのが、今まで月の沙漠通りの山側は駐車禁止ではなかったんですが、現在、駐車禁止という形に法律上変わっていますので、やはりそういったこともあって、夏あるいは一定の期間、行政あるいはいろんな方がそういった指導をする必要もございましたので、今回、こういった設置管理条例を含めて提案させていただいたということもご理解いただければと。

また、先ほどのいろんなところに情報発信できる、月の沙漠公衆トイレについても当然、そういった形で商工会にも、今回の場合だと御宿つるしびなめぐりや町が行うイベント、そしておんじゅくDE元気が行っているいろんなイベントですか、そういったものについて活用させていただいていますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、産業観光課長がいろいろと説明をいたしましたが、観光を推進する上で、やはり観光情報の発信というのは非常に重要なことであると思います。現在、駅前に

観光案内所がございまして、このインフォメーションセンターを基本的には観光情報の発信の一つの拠点とするというような考えでございまして。

そういう中で、昨日もいろいろご質問をいただきましたけれども、月の沙漠周辺というのは非常に御宿町の中でも人が集まりやすい。あそこの記念館あるいは月の沙漠の像の周辺ですね。来ていただいております、各関係団体からもご意見をいただいております、あそこに来る方々が月の沙漠の像を見て、トイレを使用して帰るということだけじゃなくて、何とか、現在、月の沙漠記念館を利用される方というのは1割にも満たないんじゃないかと、バス等で来たときにですね。

そんなことで、今いろいろな関係団体からご意見をいただいている中で、とにかく記念館を利用するとか、あるいは今お話がございましたけれども、各団体で、商工会を初め、NPOトレイルランニングという一つのコースをつくりましたけれども、御宿町に滞在する時間をぜひ、各関係機関と協議して仕組みといいますかそういうことをやっていこうと。2時間、3時間滞在された中で飲食店、食堂でご飯を食べたりあるいは休憩したり、そういう仕組みをつくっていこうということでやっております。

そういう中で、あそこを観光情報の発信の一つの拠点として位置づけるとともに、この前も海の花祭りでイベントをやりましたけれども、年間何回かあそこでイベントをやりますけれども、それなりの十分な機能を果たして活用しているわけでございます。いろんな活用の仕方がございますが、そういうことでこれからも各関係団体といろいろ話して、とにかく御宿町を訪れる皆さん方にできるだけ長時間滞在していただいて、そのためのいろんな観光の情報を発信しようということで考えております。

そういうことで、先ほど石井議員さんのご指摘の点については十分に検討させていただきます。また、初めに滝口議員からもご意見をいただいておりますが、課長も説明いたしましたが、今回の場合は機能的な分類として観光情報ということで、観光案内所の中のこういった条例制定ということでご提案させていただきました。

今まで番地は同じ番地になってはいますが、月の沙漠記念館内にございますが、先ほど話がありました光熱水費とかそういうことについては、こういったものがきちんと整備されればきちんと分類してやっていきたいと思っております。そういうことで、今回は観光情報という機能的分類の中で条例提案をさせていただいておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚です。

私は、先ほど石井議員からも言いましたけれども、あそこに建物を建てる時からかかわっている一人でございます。まして私自身が観光事業を営んでおりますので、たしかあれを建設するときは、当初はもう少し大きくて、やはり将来、道の駅を建ててそこで農産物、海産物を提供して商いを行う人たちのために、平たい言葉で言えば予行演習をしていただいて、いざ本番のときにはしっかりと経営ができるようにというような趣旨で、あそこは観光の情報発信というよりも、道の駅のために皆さんに訓練してもらおう場所というような位置づけのほうが基本的には高かったんじゃないかなというふうに思って、それで建てられたんですけども、いざ建ってみたら全く私どもが賛成したようなつくりじゃなくて、これではというような状況の中で、それでもということで農業を営む方たちが交代で週のうち何日か、あそこで物を出して営業していましたけれども、それも結局は途中でなくなって、そしていつの間にか今日のような建物に変わった。

その建物が変わるときも、私は個人的には課長にも話したことがあるんですけども、もっと大きくして、そこにやはりイベントで使うような放送機具を設置して、それであの記念館の広場をいろいろな方に開放して、そこでコンサートができたかあるいはアマチュアのバンドの人たちがそれを使って演奏して人を集めてくれるとか、そういうふうにして大きくつくったらどうですかと、そういう提案をしたんですけども、やはり予算の都合でああいう形で、実際には夏の間の警察官の詰所としても機能を持たせたい、あるいはイベントで食を提供するときに食品関係の許可がもらえるような施設も複合したい、またそこで案内をしたい、そういうような施設としてあそこを建てますということだった。

けども、あれでは実際に使ってみると、その3つの使用が一遍にやられたら狭くてどうしようもない。一人一人立って仕事をしなきゃならないようなスペースなんです。

ですから、もう建ててしまって、あくまでも御宿の観光情報を発信させる場所として、あるいは観光のいろいろな情報収集をする目的が中心であるんなら、やはりこの条例を改正されたのであれば、これが通るのであれば、あそこに365日、人が詰めていなきゃいけないです。情報発信にならない、観光の窓口にならない。ただイベントのときに皆さんパンフレットを持ってきて、置いて、いいですよとか、それだけじゃ何の役にも立たないというふうに思って、私は残念だなというふうに思っているんです。ですから、今、瀧口議員が質問しているような、おかしいんじゃないかというような疑問はだれしものが抱くと思いますけれども、建ててしまったものはという思いを大半の人が持っていると思います。

本当にあそこを、人が集まる場所だから、町長が思っているような観光協会の駅前業務の出先機関として観光情報をより多くの人に伝えるんだという気持ちであるんだとしたら、あそこに365日、人を張りつけなければいいんですよ。そしていかなる人が訪ねてきてもこたえられるように情報を提供すればいいんですよ。NPOが何とかコースをつくったりとかそんなのしたって、そのNPOのあれはどこに行ったらいいんですかと、だれに聞いたらわかるんですかということでしょう。あそこの案内所へ行けばすべて御宿の観光あるいは御宿のあらゆる公共施設の場所とか、今、何を催しているとか手続をするのにはどこへ行ったらいいですかとか、そういうことだって十分発信できるんです。

ですから、いいんですよ、12月31日から翌年1月3日まで休所日としますといってもいいけれども、柔軟な考えを持って、それは内部で調整してと。規則の上ではこういうふうにしますという気持ちはわかります。しかし、その一項に、やはりそれはこの限りでないとかということをつけ加えておくと、ああ、そうかということですね。

以前、私が民宿組合長をやっていたときに、12月30日あるいは31日、元日と、予定は日帰りて来たけれども天気がいいからもう一泊泊まっていきたい、御宿で泊まろうとしたときに、宿泊案内所が閉まっていると泊まりたくたって泊まれない、空き部屋情報を得ようとしても得られないということで、時間を短縮して31日、元日と事務職員を置いて対処していました。2日、3日以降はここへ電話をしてくださいと、そうすると空き部屋案内をいたしますよというふうにして、職員の方には31日、元日とも出ていただいて対応しておりました。

ですから、私どもの団体、宿泊関係は観光協会に今は籍を移してそこで管理して運営をしていますので、その中でこうしていますよというのは引き続きやっていたとは思いますがけれども、文面化しちゃうと、それはもう大威張りで休めるんだよということと同じだと思うので、その辺はやはりしっかりと協会のほうにもご指導申し上げて、あの施設については365日、人がいて情報を発信するんだと、正しく御宿の情報を伝えるんだということでやってください。

せっかく建ててあるのに、1年のうちにわずかしか使わないんじゃない。不十分でありながらも十分な使い方というのはあるはずですから。それは町長がおっしゃるように観光を中心とした情報を提供するんだというのであれば、トイレを使いに来たり月の沙漠記念館に来たりするのは、1年じゅうお客さんが大なり小なり人数はいるんですから。ですからぜひその辺は。

そして、あそこには町民の方たちも大勢が行ったり来たりしている。それであそこでお年寄

りがのんびりと腰をかけてお話をしている、そういう場所です。そこに町のそういうはっきりとした形があれば、地元の人もちよっと声をかけて、こういうことを知りたいんだけども教えてくれないかということだってできるんですよ。やっぱり記念館の中へ入って聞くというのは、何か料金を払わなきゃというような部分があるでしょう。けども、あそこに人がいればちよっと声をかけて聞くこともできる、私、そういうふうに思います。

あそこにつくったのがいけないんじゃない。つくったけれども、多機能は持ったけれども、広々とした十分なあれじゃなくて本当に狭くて、同時にすべての目的を達しようと思うには不可能であります。けども、情報を発信するのを目的として行っていくというのであれば、私は、あそこに365日、人を張りつけて営業すべきだと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 確かに議員のご指摘のとおりだと思います。しかし、やはりそれには臨時職員とかそういった費用も必要ですので、この目的の中であくまでも、先ほどから申し上げているように、観光協会や商工会のご協力の中でそういった情報発信をしたいと、町としてもできるだけ活用させていただきたいということでございます。

また、先ほど道の駅の話がございましたが、現在の段階ではその当時とは若干計画が変わっているようにはうかがえますが、記念館の中で農産物の販売やそれぞれの受託販売を行っていますので、そういった形で整備させていただきたいと考えております。

また、この施設も、先ほどから出ていましたが、当初、貝塚議員からもご指摘がありましたように、もう少し大きな施設というご提案がございましたが、365日やっていく上ですべてを網羅することは、例えばイベント等も本当に少ない期間使用する、いろんな意味で最低限の施設の中で、ある程度の機能を持たせたということでご理解いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、課長がお答えしましたが、観光情報の発信を充分ならしめるために、人的配置については今後、観光協会を初め関係団体と協議をして打ち合せ、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間の休憩といたします。

(午前11時18分)

---

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第5、議案第10号 御宿町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

○建設環境課長(米本清司君) それでは初めに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法が改正されたことにより同居親族要件が廃止されたため、町条例にて現行と同じ要件で入居ができるよう規定するものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第3条でございますが、今回の条例改正に伴い、防災行政無線による公募方法を削除するものでございます。

第4条の公募の例外ですが、該当法令の条項と字句の訂正でございます。

第5条の入居者の資格ですが、公営住宅法施行令第6条に規定されていた内容を町条例に規定したもので、入居者の身体的状態や生活状況により入居基準を定めたものでございます。

第6条の入居資格の特例につきましては、入居者の明け渡しに対する特例を規定しています。

第10条の住宅入居の手続につきましては、入居者は「保証人の連署する請書」の提出が義務づけられていますが、これを「連帯保証人」とするものでございます。

28条については、条文の追加による該当条項の変更でございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

11番。

○11番（貝塚嘉軼君） 私の議案10号の中に新旧対照表のあれが入っていない。どうしたの。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩いたします。

（午前11時31分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時44分）

---

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 貴重なお時間を割くような形で申しわけありませんでした。

以後、こういうことのないように気をつけますので、よろしく願いいたします。

改めまして新旧対照表にて説明をさせていただきます。

それでは、第3条でございますが、今回の条例改正に伴い、防災行政無線による公募方法を削除するものでございます。

第4条の公募の例外ですが、該当法令の条項と字句の訂正でございます。

第5条の入居者の資格ですが、公営住宅法施行令第6条に規定されていた内容を町条例に規定したもので、入居者の身体的状態や生活状況により入居基準を定めたものでございます。

第6条の入居資格の特例につきましては、入居者の明け渡しに対する特例を規定しています。

第10条の住宅入居の手続につきまして、入居者は「保証人の連署する請書」の提出が義務づけられていますが、これを「連帯保証人」とするものでございます。

第28条については、条文の追加による該当条項の変更でございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 改めて質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

そうしますと二、三質問があります。

まず、第10条の1項の1号についてお聞きしたいと思います。

「保証人」を「連帯保証人」に改めるといふことなんですけれども、これは通常の連帯保証人、一般でいわれるものと同じ解釈でよろしいのかというのが1点。

それと、全部切りかえるのかと。今まで入居している人かそれとも新たな人なのか。入居している人全部、連帯保証人を保証人から切りかえるという考えでいいのかというのと、連帯保証人の資格、また、今聞いたような中で責任、これが1点です。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） まず、連帯保証人と保証人の違いということでございますけれども、保証人につきましては主張できる権利が3つあるということでございます。

例えば、先に本人に請求してくれという権利、催告の抗弁権、民法に基づくものでございませぬけれども、また本人の財産を調べてくれという権利、検索の抗弁権。あとは、主に債務を平等に分割した額だけ責任を負えばよいというような分別の利益ということで、これも全部、民法にうたわれております。これが保証人の主張できる権利ということなんです。

また、連帯保証人につきましては、先に述べましたこの3つの主張する権利がないということで、請求や催告があったときには責任を持ってお支払いをいただくというような形になります。

それと、今後切りかえるのかということでございますけれども、今までの事務の中で条例にはうたわれていなかったんですが、保証人という言葉だったんですが、要綱には記載がしてありまして、実際の事務では連帯保証人としての書類をいただいていたということで、整合性をとるためのものでございます。

あと、資格ということでございますけれども、基本的には入居者よりも収入がある方ということになっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そうしましたら、今まで連帯保証人をとっていたけれども条例で整備したという解釈でよろしいということですね。

そういう中で2番目の質問なんですけれども、料金の滞納がありますと、予算に載っていますから。そういう中で、そういう手続上の問題もありませんけれども、連帯保証人になっていて、金額は五十四、五万円ですか、そのぐらいなんですけれども、連帯保証人としてのものはどうやって運用されていたのか。また、今後正式に条例で定めた中で、連帯保証人としての

責務、そういうものを執行していくという認識でよろしいのですかという意味と、概要に書いてありますけれども、住宅困窮者のセーフティーネットという兼ね合いとの整合性はどうかの。

それと、あそこへ入居するというのは、書いてありますセーフティーネットだということで、家賃はどのくらいに設定してあるのかということと、収入と入居の条件、その辺を再度確認の意味で言っていただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 滞納関係につきましては、職員2名体制で徴収に行っております。そういう中で、実際に滞納等がございますけれども、連帯保証人までお話しするということは私の記憶では過去にはなかったかなというふうには思っております。

また、セーフティーネットということがございますけれども、基本的に例えば収入等に規準がございますので、それを勘案しながら、それに見合った家賃を算定しているというのが現状でございます。

家賃につきましては、月額7,900円が一番低い金額でございます。一番高い方で3万2,700円というのが直近の数字ということになっています。

入居の条件ということがございますけれども、今回の条例の第5条に公営住宅法施行令第6条というものがございまして、これに基づいて今まで審査していたということでございます。これが、国の施行令が削除されたということでそういう基準が一緒になくなるということなので、継続ということで同じ条件のものを、条例の中に同じ文言を入れたということで、今までと変わらないような申し込みの仕方、あるいは入居者の資格を維持するというところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 岩和田団地についてお聞きしたいんですけれども、これは耐震は終わっているのか終わっていないのか。建設からどのくらい経過しているのか。それと、何戸くらいあるのか、何軒くらい居住しているのか。ご案内のとおり、昔は漁民アパートと言われておりましたけれども、今、漁民は何世帯くらい入ってるのか。

聞くとところによると、あそこは底地は無料と聞いておるんですけれども、どこの所有者か。2カ年にわたって募集をかけたような記憶もあります。そういう中で劣化が大変激しいという中で、建てかえを検討しておるのかどうか。

それと、これは別途、一般会計のほうで再度質問したいと思いますけれども、定住化策の一

環として町営アパート、町営住宅の建設の考えはあるのか。御宿町はアパート、マンションを借りるのに家賃が大変高いという中で、住むところがなければ定住できないという中で、家を買ってという人もいるでしょうけれども、マンション、アパート、借家等々もありますけれども、町有地が大分あいてます。そういう中で、定住化策の一環として、測量の予算も出ていますけれども、今後、町営住宅の建設を検討する気があるかというこの3点を伺います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） まず、岩和田団地につきましては24戸ございます。建築年度につきましては、昭和40年に建築されておりまして、約45年になろうと考えます。

また、岩和田団地の耐震ということでございますが、基本的に岩和田団地の構造が軽ブロックのブロック造というような構造になっておりまして、建築基準法の構造基準が昭和56年に改正されたということでございますけれども、この補強コンクリートブロック造のほうについてはそういう改正がなかったということがあります。いずれにしましても、補強ブロック積みについては劣化が激しいということがございますので、反対に耐震診断をするよりも建てかえのほうがいいだろうというような考え方が、ほかの町村でも同じような建物がありますので、そういう考えになっているところがあるということでございます。

今後どうするのかということですが、平成24年度につきましては矢田団地の耐震診断を予定しているということです。岩和田団地につきましては、今言ったような形で耐震診断をやるよりも、そのお金をかけずに建てかえに回すほうが現実的なのかなというふうに思います。

また、建てかえというお話なんですけど、現在のところ、まだ計画にはっきりとは組み込まれていないというふうには考えます。というのは、ご存知のように、あそこの土地につきましては岩和田漁業協同組合の所有地ということになっております。建物については、ちょっと年代は忘れましたが、御宿町の所有というふうな形に途中から変更になっているということです。建設して、当時に岩和田組合が負担金を出していたという関係もございまして、償却資産の関係で、たしか平成28年まで漁業組合にその負担金を町がお支払いするというふうにはなっているとしたいと思います。

あと、一部、外壁等を補修した経緯がございますが、それについての負債の償却は、平成40年ごろじゃないかなとは思いますが、それがマックスになるということでございます。

いずれにしましても、組合の土地を今後どういう活用をしていくのかということのも地権者等と協議しながら、あるいはほかのところにも求めていかなくちゃいけないのかなとは考えています。

それから、定住化対策ということでアパートというお話もありますけれども、現在のところ、現状では今ある施設を改修あるいは補強していくというほうが現実的なのかなとは考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（瀧口議員「漁民はどのくらいいるのか」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 業種別についてはちょっと今、私は把握していないんですが、全部が漁民ということではないだろうとは考えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（中村俊六郎君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後12時00分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第11号 御宿町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議案第11号 御宿町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

防災会議につきましては、災害対策基本法によりまして、地域防災計画の作成及びその実施の推進のため市町村に設置することが規定されております。御宿町では、平成13年4月1日に改正以来、現行の規定で進めてまいりました。防災計画の見直しにあたりまして、東日本大震災等を教訓とした防災体制の検証を踏まえ、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、御宿町防災会議における委員の増員等の改正を行うものであります。

条例改正の具体的な内容につきましては新旧対照表にてご説明申し上げます。

まず、第3条第5項第6号中、「消防団長」とありますものを「消防長及び消防団長」に改めるものであります。夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部消防長を新たに加えるものであります。

第7号中、「又は指定公共機関」とありますものを「又は指定地方公共機関」に改め、第3条第6項中、広域的な消防相互応援や通信、輸送、医療その他に係る防災組織の体制強化を図るものであります。

次に、第3条第6項につきましては、「前項の委員は、20名以内」と改めるものであります。

第3条第7項中の「第6号」を「第7号」に改め、第4条第2項中、「町の職員」の次に「関係指定公共機関」を加えるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

もうすぐ3.11が来ますけれども、もう1年かという話かまだ1年もたないかという中で、東日本の災害は遠く離れた御宿町も大変影響がありまして、当日の混乱ぶり、それは私たち自身、また職員、町民すべて異常な体験をした中であります。そういう中で、多くの自治体が防災計画の見直しということに着手しております。大変時間のかかる話のようですけれども、まず2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は防災教育。災害などの履修を教育の中で、保育所もそうなんですけれども、取り上げていただければなど。多賀課長は、保育所の避難訓練、また学校でも去年実施されたと、防災意識も高まっているという中で、当面の間、みずから避難できる子をはぐくむという教育課程をもうけていただけないかなど。総務課長は釜石の3原則ということも言って、確かにそれが今では一番有効な話かなど。

実際に御宿町で防潮堤をつくるわけにいかないという中でどうやってみずから逃げるかという中で、保育所を含めてまず子供たちですよ。そういう子に学校として履修させていただけないかと。自治区でやるという話は聞いていますけれども、必修科目じゃないんですけれども、それに似たような形の態勢をとっていけないかというのが1点目です。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 小学校での防災の關係の教育ということで、23年度、今年度は小中学校は3回から4回の地震の防災訓練を実施してきております。

来年度に向けましては、県の教育委員会のほうでも防災について教育目標の中に組み込まれてきているような状況でございます。町のほうでも、防災教育ということで、防災部局と連携をとりながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どものほうは、子供たちはなかなか小さいですので、一応絵をかいて、グラグラッと来たらかがむんですよと、そういう絵を各教室に少し置かせていただいています、そういう形でふだん、目に触れるところから少しずつ教えるといいますか、潜在的に理解していただくというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 2点目ですけれども、当日、多くの住民が避難されまして、役場の対応は、総務課長のほうから時系列別に職員の対応が事細かく出ておりました。大變的確な対応だったと思っています。

そういう中で、昨日の石井議員の質問に対して、どこかの大学が実地の調査をして、データをつくったという話は聞いておりますけれども、3.11は多くの住民が避難して、大變貴重なデータだと思うんです。このデータをどうやって生かして防災会議のほうで御宿町の防災計画をつくるかという、それが基礎データだと思うんですけれども、町としてはそういう時系列的なものは聞いたことはあるんですけれども、これが机上の空論であってはならないと思うんですね。

そういう中で、避難の誘導、手段、また避難経路、時間、場所、また要援護者ですか、介護の必要な人、援助の必要な人ですね。また、どういう人たちと、家族、友人、隣組、じいさん、ばあさんはどうしたとか防災弱者はどうしたとか、また保育所、学校、これは把握していますけれども、企業はどうやって逃げたとかどうやって対応をとったとか、そういう貴重なデータですね。これをやっぱり町としてとっておく必要があるんじゃないかなと。もっと細かく言え

ば、個人の避難経路まで確定できるんじゃないかなど。何種類かの方法はあると思うんですけども、そのくらいきめ細かい形で避難訓練の方法をとっていくような状況のデータを、1年過ぎましたけれども、とる必要があるんじゃないかなどという質問です。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 昨日の石井議員のご質問にお答えいたしましたアンケート調査を簡単にご説明申し上げますと、「東日本大震災発生直後の行動に関するアンケート調査」ということで、これはまだ速報値でございますけれども、東京工業大学大学院総合理工学研究科のご協力によって、御宿町2,272世帯に配布され、回収につきましては残念ながら451でありましたけれども、県内と比較すると回収率はよかったという内容になっております。

これにつきましては今議員ご指摘のように当然貴重な情報でありますし、また住民の行動を知る上で非常に貴重なデータであります。これをまずもとに地域防災計画の中に反映させていきたいと。さらには、これで網羅できないようなものがあれば、それは改めてアンケート調査も検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 御宿の人が御宿の事情を知っている中で、どういうデータを集めるかはやっぱり御宿の人、現場の人と相談して、生の声を計画に反映したほうがより直截的な形でいくんじゃないかなど。ぜひそういう形で地域の人と相談しながら生のデータを集めていただきたい。これは要望です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） 私、この消防に携わっている一員でございますけれども、団としても防災訓練を去年の10月に行ったわけでございますけれども、たまたま小学生と中学生のスポーツ競技大会とが重なったということで出席者はそんなに多くなかったわけですが、子ども会を含め父兄の方々に大分出てきてもらって、結果をいろいろ聞いたら大変いいことだというようなことを聞いています。これは消防団としても今年10月に実施するわけでございますけれども、小中学生の皆様にはぜひその体験をしていただかないと、避難訓練は日ごろしてきますと今、課長から聞いていますけれども、これはやっぱり訓練をしていただきたい。消防団は少子高齢で団員の数が減っております。いざとなれば中学生だってホースの筒先を持って消火に当たられるような体格でございます。ぜひ体験をさせていただきたいと思っておりますので、教育長を初め課長には一つその辺を率先して協力をお願いしたいと思っております。

それからもう一点でございますけれども、消防団の条例を少し変えていただきたいと。つい最近、市原市議会で3月2日だったかな、定例会の途中でございましたけれども、消防団の人数の条例を変えろと、それから年齢の条例を変えてくれと。千葉日報に載っておりましたので、ぜひこれを検討していただいて条例を変えていただければ、その辺をお酌み取りいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 消防団員の定数の条例だと思いますけれども、それにつきましては、今現在、団員の確保に非常に苦慮しているという状況で、年齢の引き上げというふうなご意見だと思いますが、この辺は今後協議をした中で、条例の改正が必要であればそのような改正を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） とにかく人数、統合をしましたけれども、どうしても定員割れをしております。この件に関しては、今、瀧口議員もおっしゃったとおり、いつ災害が起こるかわかりませんが、やはり人数が定員不足だと。本当に今、うちで自営業をやっている団員が少ないんですよね。だから、やはりその辺を、年齢を延ばしていただくように早急に検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

条例中の第3条5項の7号、「指定公共機関又は指定地方公共機関」と。改正前は、この下線の部分だと思いますけれども「指定公共機関」、いわゆる「地方」という文言を加えたというような改定内容だろうと思えます。先ほど説明の中にあっただと思うんですけども、いまいまいちよくわからないんですけども、この「指定公共機関」のところに「地方」を入れた意味は何なのかということと、それから、この委員でありますね。これは上位法に基づいてこうした委員の選任になっているというふうに理解をしているわけではありますが、この中には行政区、例えば区長さんであるとか住民の代表であります我々議員ですね、こうしたものがここに文言として入っておらないように思うわけがあります。

冒頭に説明をいただいたかもわかりませんが、そもそも防災会議の設置の意味ですか、これが多分、第1条には文言として入っているんだろうと思えますけれども、この設置目的と

委員の構成ですよね。どういうものなのかを含めていま一度ご説明をいただきたいというふう  
に思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 1問目の「地方」が入っていないものに今回の改正で「地方」が  
入ったということについては、これは、これまでの条例に誤りがあったという字句の訂正であ  
ります。

指定地方公共機関というのは何ぞやというお話の中で、簡単にご説明を申し上げますと、地  
方独立行政法人及び港湾法第4条第1項の港務局というような中で、簡単に言えば電気、ガス、  
輸送、通信その他公益的事業を営む法人という内容になってございます。

また、指定地方行政機関というものは、災害対策基本法第2条に定めがございまして、簡単  
に言いますと国の出先機関というような解釈でよろしいかと思えます。

それとあと、住民の代表であるとか議会というお話の中で、先般の議員協議会の中でもご説  
明をさせていただきましたが、災害対策基本法に準じて委員構成をしているという中で、県に  
おきましても、議会においては特別委員会等を設置するなりして対応をしているというような  
こととあわせて、住民につきましては、自主防災組織であるとかそういったものについては別  
の説明会なり意見を聴取するような場所を設ける、また議会についても、総務委員会である  
とか議員協議会の中でご意見を伺う機会を設けて対応していく所存でありますので、よろしくお  
願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第12号 御宿町公民館設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹教育課長より議案の説明を求めます。

大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） それでは、議案第12号 御宿町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、昨年8月に公布をされました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして社会教育法の一部が改正されまして、これまで社会教育法の中で定められておりました公民館運営審議会委員の委嘱の基準に関する部分が削除され、これを条例で定めることとされました。

また、条例で基準を定める際に文部科学省令で定める基準を参酌することと定められたことから、文部科学省令で定められた基準にのっとりまして御宿町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第5条第3項を、「審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、委員数は15名以内とする。」と改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、平成24年4月1日から施行するものがございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

第5条3項でありますけれども、これは運営上は全く現状と変わらないというふうに理解をしておりますけれども、現在の審議委員の方々はどういう方々がなられているのか、この際でするのでお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） まず、御宿町のPTA連絡協議会の会長さん、青少年相談員の会長さん、子ども会育成連絡協議会の会長さん、それから区長会長、体育協会长、町の校長会の代表の方、あと学識経験者で2名という形でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そうすると15人でよろしいんですか。ちょっと計算が合わないかと思

うんですが。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 現在、15名以内という中で8名の委員さんに委嘱をお願いしておりますところでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 附則に、「この条例は、平成24年年4月1日から施行する。」とあるけれども、この「年年」というのはどういう意味ですか。ごめんなさい、気にしていたものですから。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 大変申しわけございません。「平成24年4月1日」の誤りでございます。

○議長（中村俊六郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第13号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

藤原産業観光課長より議案の説明を求めます。

藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） それでは、議案第13号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、童謡「月の沙漠」の発祥地として町を支えてきた文化的な資源に改めて触れる機会を増やし、また、童謡「月の沙漠」誕生の原点ともいえる心の豊かさや文化に親しみ、後世に伝承していただくことを目的とし、高齢化社会の進展により高齢者に配慮した高齢者福祉の一環として条例の一部を改正することを提案するものです。

それでは、新旧対照表にてご説明いたしますので、ご覧ください。

第6条第1項別表1、入館料・使用料等の利用者の区分、「大人（年令16才以上で高校生・大学生を除く。）」に「年令65才以上大人」を追加し、次の利用者の区分の「高校生及び大学生」に「大人（年令65才以上）」を追加し、個人300円、団体200円に変更はありません。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

4点ほど質問したいと思います。

一般質問で瀧口議員から、月の沙漠あるいはプールを含めて御宿町の観光の重要ポイントになると。先ほどは複合インフォメーションの条例も可決された中で、この観光行政は再度、計画自体を検討する必要があるんじゃないというのが一点。

それと、これは確認なんですけれども、記念館の展示の企画、その使用料がたしか町内で1日1万円、町外で1.5倍で3万円という、この金額はこれでいいのかというのと、個人で企画展をすれば使用料を払わなきゃいけないけれども、記念館が主催でやればその使用料がないと。そういう場合、諸経費はどうなっているのか。開設以来、使用料を取ったような記憶はないんですけれども、それはどうなのか。

また、2万円と3万円が正しかったら、10日やって町内の人は20万円、町外なら30万円と大変高額ですよ。その辺のことで、この料金体制でいいのかというのが一点です。記念館のほうで企画すればただだというこの矛盾点をどうするのかと。

もう一点は展示物です。これを即売できるような形がとれば、ある程度この料金でも可能かなというのがありますが、あそこで展示物の販売が今はできないような形になっているんじゃないかなと。この辺の法改正も可能である、したほうがいいんじゃないかなという提案ですね。

もう一点は、館長、町長の権限で無料開放できるという規定があります。それと、第3日曜

日ですか、町民開放デーがあるという中で、例えば、今もう終わりましたけれども、つるしびなとかそういう特別なものは最初から、町民を初め観光客に無料開放したらどうか。物によって無料開放デーを設けると。それと、通常の展示であっても終わりの1週間は無料開放するとか、そういういろいろな手法がとれるのではないかなど。多くの人に月の沙漠記念館に来ていただくという手法も一つ、考えていったほうがいいんじゃないかなどということです。

以上、4点。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず1点目の観光行政の計画の変更、また、関連がありますので展示物の即売、館長権限の中で現在のところ第3日曜日が無料開放になっているなど、特別の場合、例えばつるしびな等の無料開放についてということにつきましては、確かに議員のおっしゃるとおりでございますが、今回のつるしびな期間中、想定していた以上に入館者が増えている状況もございますので、ここら辺をもう一度整理して、月の沙漠記念館運営委員もでございます。また、産業建設委員会の席上で議員からもご提案がありましたので、そういったものを含めて今後検討させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

また、施設使用料は企画展示室1日につき2万円ということでございますので、これについては、21年たった現在までの間にこういった申し出がございませんので、ここら辺をもう少し広報したり、そういったことで可能な限り進めていきたいということで今のところは考えていますので、よろしく願いいたします。

この使用料が高いか低いかについては、なかなかいい事例がございませんので、先進的な事例を検討した中で再度検討させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

それから、即売については、今の状況ではなかなか難しいんですが、無料の売店の部分では展示物の販売もやっていますので、そういったところの運営方法の中で検討させていただきたいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 使用料の2万円、3万円は、物によって高いかどうかは別としても、実際に運用されていないとそれは何か問題があるんですよ。企画展をみずからやって、そこでということまでなかなかいかないものがあるんじゃないかなど。それよりは町が企画しているからそこへ乗ったほうがという感じがある中で、みずから展示して即売できるという形があれば、3万円とかその辺は、高い安いは別としてもまた可能性があるのではないかなど。

もう一点、販売を売店のほうでやっているというのは、それはなかなか難しいと思います。言葉は悪いけれども、その場で買えるという形をとらないとなかなか、向こうで売っているからといって、そちらで買ってくれという話とはちょっと違って、やっぱりその場で物が販売可能な形に、規約ですか条例ですかその辺を変更して即売という形をとればそれはいいけれども、売店のほうに行って買ってくれというのは、それはどこの施設でもそういうものは、模造品みたいなものは売っているかもしれないけれども、そのものが欲しいというのはやっぱりその場で展示物を買えるという形がよろしいんじゃないかなと。これは内部で検討してください。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はございませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

入館料・使用料等の中で、今回種別を変えますいわゆる65歳以上の方々でありますけれども、この65歳以上の方々を事務的にはどのように判断されるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

この条例が改正となりますと、記念館、また周辺の利用者の調査等ということが先ほどございましたが、その中で少なくとも記念館利用者、65歳未満、高校生及び大学生、ただ、高校生と大学生と65歳以上の方々が同じくくりになっていますから、同じ県だと利用者の数がわからないんですけれども、その辺は、できれば最終的にどういう方々が年間利用されているのかと。これは、先ほどから議論になっています展示関係ですよね。そうしたものと符合しながら、どういう効果があったのかと、また今後どういうものを目指すべきなのかということの材料になってくるというふうに私は思いますので、現在もやられているのかもわかりませんが、その辺はどのようにされておられるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一点、確認なんです、学校教育の中で今回の月の沙漠記念館を利用するという場合の対応について確認しておきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、65歳以上の方の判別につきましては、基本的には免許等、そういったもので確認させていただきたいと考えています。また、今回この条例を提案する上で23年2月から24年1月までの調査を行った結果、約1,800人ほどの入館者がございました。月平均約150人程度ですか、そういったことで身分証明書などの提示によってある程度判別するほか、65歳以上については今のところ申し出によってと考えています。

次の入場券につきましては、月の沙漠記念館運営委員会の中からもありましたが、今の段階では同一の形で考えています。というのは、改めてまた印刷物等のデザインを考えると単価的な問題もございますので、できるだけその中で運用させていただきたいと考えています。

また、学校教育の関係ですが、年に一、二度程度、小学生、あと保育園児、そういったところから事前に申し込みがありまして、これについては、先ほど瀧口議員からもありましたが、館長の権限の中で無料開放しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

最後の部分のいわゆる公共的に使う場合なんですけれども、それは今、実務的には館長権限ということでございますが、特段、事前の申し込みがなくてもよろしいということで。というのは、いわゆる町外の方々、町外の学校、保育園児の方々が遠方から来られて、遠足等があった中での利用ということも当然あるというふうに思いますので、それも含めてということで考えてよろしいのかですね。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 当日でもいいんですが、規則の中で申込書があります。それを一度書いてもらって処理しています。

（石井議員「日数は」と呼ぶ）

○産業観光課長（藤原 勇君） 日数についてはうたってありません。当然1週間も2週間も来る話ではございませんので、当日受け付けの中でも申請書がございますので、それで処理しています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第9、議案第14号 平成23年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出から説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額2億7,284万円に82万7,000円を増額し、水道事業費用を2億7,783万9,000円とするものでございます。

3ページの事項別明細書にて説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の受水費は、渇水及び修繕工事に伴う水量の増による増額として72万7,000円を計上いたしました。

次に、配水及び給水費、それから総係費の手当につきましては、緊急時の時間外手当としてそれぞれ5万円ずつ計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

原水及び浄水費、受水費ということでございますが、受水費となりますと、多分、広域水道からの受水費ということ指しているんだらうなというふうに思いますが、この72万7,000円というのは量としては幾らになるのでしょうか。

そして、これはたしか年間というか、もともとの計画の中で必要な御宿町の割り当て、それから現実的な年間の運用量ということで、広域水道とも計画的に、予算も含めまして執行しているというふうに理解しておりますけれども、一つは原因です。たしか渇水期が非常に長く続いてたというふうには理解しているわけでありましてけれども、具体的な内容。

それから、先ほど水量として幾らかという質問をいたしました。それが例えば1カ月の何割ぐらいになるのか。多分これは一定の、トンとか立米とかになると思うんですけれども、それだとちょっとわかりづらいので、1カ月の受水量は広域水道から何トンだと、その何%ぐらいが今回増額になったのかという、わかりやすい形でお願いしたいと思います。

それから、次の時間外手当ということでございますが、これも発生した理由についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、まず受水費の72万7,000円は大体どのくらいになるのかということですが、約2万6,000立方ということでございます。

原因と内容ということでございますけれども、一番の理由は渇水ということで、去年の8月9日から10月25日の約77日間と11月16日から30日の14日間の約91日ということでございます。

通常ですとどのくらいの1カ月の受水かということですが、約2万3,600立方ということでございます。また、当初予算等にもうたっておりますけれども、年間の受水量をどのくらいにするのかということで予定量を書いてありますけれども、平成23年度はたしか28万立方ぐらいと認識しております。

（「時間外手当は」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 時間外手当につきましては、26時間と17時間ということで2つに分けてございます。これの主なものにつきましては、大きいのが町内の漏水による出勤あるいは機械の運転にかかる不具合、そういうものに対しての時間外が多いということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

そうしますと、今回の広域水道からの受水というのは約1カ月分程度ということでよろしいということですね。

たしか御宿町は、水利でありますけれども、ダムと広域からの受水ということで大きく分けて2つの水利を持っていると。この間も特に渇水対策を含めまして水の運用、たしかダムについてはなるべく夏前までは満タンと、渇水期はその渇水状況に応じてダムを利用していくというような対応をしていただくと。その中で、なるべく広域水道については予定水量の満額を使って行って、逆になるべくオーバーしないということで、いわゆる節水と申しましょか、予算上の調整をしていただいているというふうに理解しておりますけれども、今回はそれも既にやられた中で、それを越えた渇水だったということでよろしいのでしょうか。そうした運用はされているかどうか、それも含めてお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 今、議員がおっしゃるとおり、ダムの水は極力残しておきたいという考えがございます。また、この予算の中で支出経費の約70%ぐらいが広域からの受水費と私のほうは認識しております。そういう中で、施設の稼働率が高いほうが運営上はいいという判断もございます。なるべくダムの水で浄水場の稼働率を上げながら受水費を抑制していくという考えでやっているのが現状でございます。

しかし、こういう渇水ということになりますと、大体50%を切ると内部でも協議を始めるような形をとっていますけれども、安心という意味あるいは水の供給を中断させたくないという中で、いろんな方策を考えながらやっているというのが現状でございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第15号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第15号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

今回お願いいたします補正予算は、388万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,837万3,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、保険給付費の増額及び拠出金、交付金等の精算による変更、繰入金金の減額でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金、補正額47万6,000円の減額は、高額療養費共同事業拠出金の4分の1は国が負担するものでございますが、精算により歳出の拠出金額も減額となります。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額47万6,000円の減額は、国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金の減額に伴い県負担金が減額となったものでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金は、補正額845万8,000円の増額となりました。高額医療費共同事業は80万円以上の医療費に対し、保険財政共同安定化事業は30万円以上の医療費に対しまして、県内市町村の医療費の平準化のため実施している共同事業ですが、医療費の増額により交付額が増額となる見込みでございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額239万円の減額は、人件費や出産育児一時金の減額に伴い一般会計からの繰入金の精算によるものでございます。

7ページにつきましては、8款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額900万円の減額となる見込みでございます。財政調整基金につきましては、当初、保険給付費等の財源に充てるため1,000万円の予算措置をしておりましたが、共同事業交付金及び拠出金の精算により収入が見込めましたので、財源の確保をするため基金からの繰り入れを減額し、基金財源の確保を図るものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額34万5,000円の減額は、国保従事者の人件費の精算によるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額897万7,000円は、一般被保険者の療養給付費の伸びによる増額でございます。3目一般被保険者療養費、補正額80万円は、柔道整復師による施術、あんま・マッサージ等の申請件数の増によるものでございます。退職被保険者等療養費、補正額12万円は、一般被保険者と同様に療養給付費の伸びによるものでございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額470万円は、全体的に高額な医療が増加傾向にあることから増額となりました。

9 ページに移りまして、2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正額 336 万円の減額は、母子手帳や前年度比較により被保険者の出産費を精算するものでございますが、当初積算見込みの時期よりも出産数の低下や転出によりまして精算では減額となりました。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、補正額 20 万円は、被保険者の死亡が当初件数を上回るため増額となりました。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、補正額 190 万 2,000 円の減額及び 3 目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額 1,011 万 6,000 円の減額は、歳入での説明同様、県内で実施しております共同事業に対する拠出金でございますが、今年度の高額な医療費の増加状況により、平準化を図るため拠出金の額が減額となりました。

8 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額 295 万 8,000 円の減額は、特定健康診査及び特定健康指導の利用が当初見込みより少なかったことによる減でございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

なお、本補正予算におきましては、去る 2 月 22 日、第 4 回の国保運営協議会の承認を得ておりますことをご報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井でございます。

7 ページ、繰入金、財政調整基金繰入金ということでございますが、本年度末の残高は幾らになるのか。それと、昨年、今現在、1 年前にたしか一般会計繰り入れ等を行ったというふうに理解をしておりますので、1 年間通しました運用状況ですね。

それから、この基金の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 財政調整基金につきましては、先般、法定外の繰入金としまして 3,000 万円いただいたわけでございますが、現在残高は 5,600 万円でございます。財政安定化のために基金繰り入れ、法定外として入れていただいたわけでございますので、それについてはそのまま使用せずに、ほかの会計等で交付金等の精算の中で多くいただいているところがございますので、特に繰り入れをしないで、このまま積立てたままということでござい

ます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

そうしますと、今般、新年度の予算も上程されておるわけでありましてけれども、引き続き軽減のための財政運用ができるということで理解してよろしいわけですね。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） はい、そのように考えてございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

それでは歳出のほうで伺います。

9ページでございますが、出産育児一時金ということでありますが、これがただいまご説明のとおり減額補正となっておるわけでありましてけれども、その理由ですね。

それから、この間、町として特に子供に対するさまざまな手当で、対応をとっていただいているというふうに思います。働くお母さん方を支援していただく数々の内容があるわけですが、特に少子高齢化の中で少子化対策、今般の議会でも多く議論がなされておりますけれども、大変大きな課題でございます。そうした施策方向と減額との関係についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 出産育児一時金の減額理由ということでございますが、出産育児一時金の当初の算出におきましては、母子手帳や前年度比較によりまして被保険者の出産数を算出しておるわけでございます。当初、予算の編成時期が12月でございますので、やはり15カ月間に出産率と過去の見込み等を勘案いたしまして計上しているわけですが、それが下回ったということで、当初15名予定しておりましたけれども、8名の減という形になっております。

金額につきましては、1人当たり42万円ということで非常に大きな金額になりますので、8名分でもこのぐらいの金額になってしまうということでございます。

子育て支援の関係でございますが、この後、一般会計の中で新年度に新しく子ども医療費の関係の拡充を図っていただきたいというふうなこともございまして、従来の子育て支援につきましては、昨日の一般質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、5本の柱を設けまして、各子育て世代の支援という形ではさせていただいているつもりでございます。

今後の施策という流れの中では、やはり働く親御さんたちの支援というのは非常に必要なことであるという認識はしておりますし、また、子育て環境の充実というものをやはり念頭に入れながらいろんな施策を進めていかなければいけないという感がございます。来年度につきましては、子ども医療費というふうな形で少し拡充を図っていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

予算の組み立てについてはわかりましたけれども、それにしても、町全体として若い人たちに定住化も含めて対応をとっているというふうに思うわけですが、定住化促進の中でも特に、どなたでも私は結構だとは思いますが、それにつけてもやはり若い人たちに来ていただける状況を整えるというのも定住化の一つの大きな柱だというふうに理解をしておるわけがあります。

先般、定住化についてのアンケートを秋口のイベントでとられたと思いますけれども、その内容も含めまして、子供、要するに出産育児を含めた、施策誘導を含めた、福祉関係の立場でもそれはあると思いますけれども、特に定住化の中で、これは担当していらっしゃるの企画ですか、その中でこういう結果でありますけれども、今後を含めてお考えがあれば出していただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 基本計画の中でも、先般の暮れあたりからの質問でも、一つには、町づくりを進めていく上で従来は人口推計、目標とする人口を定めて、それに沿って政策を進めていくというのが重要だという中で、どの辺まで定めるかが今の状況だと困難だというのが実態ですよというご説明をいたしました。

人口でいいますと今年1月の間で、かなり寒い中で、私どもも職員間で話すんですけれども、かなりお葬式の札が門に出ています、これはかなりお亡くなりになっているなというふうに思うんですが、実際は、要は1カ月の死亡・出生、転入・転出でいいますと10名増えております。増加率でいうと千葉県1位ということになります、規模は小さいですが。

定住化施策をいろいろ進めようということでやっています、それがそこにじかに結びついているという話ではありませんが、22年10月に全国で国勢調査を行いまして、この1月末でその差し引きが59名であります。ですから、ほかの団体と比べますとかなり減少率は低いんではないかということがあります。行政がつかまえる人口というのは、国勢調査、10月1日を基準に3カ月実際に住んでいる方と、あとは住民基本台帳を置いている数。住民基本台帳を置いて

いるということは選挙とか税の捕捉の基本となりますけれども、それも22年10月とこの2月1日を比べますと36人減という状況であります。ですから、そういう意味では人口は減少でも緩やかでした。

その転入の中身を見ますと、今、石井議員がおっしゃったように、リタイアされた方が増えているという状況です。対策としまして、新年度もやはりモニターツアーを、移住体験ツアーをやらせていただきたいということでご提案してありますが、昨年秋に行っていました、30代未満5名、30代1名、40代5名、50代6名、60歳以上10名の方が参加されております。東京を8時ごろ出ましてこちらに10時に着いて、町長の町の概要、定住化をしていただきたいという説明と、あと住宅地を回って収穫祭、芋掘り等、あと酒造見学とか観光地を案内いたしました。

一日終わって東京に行くまで、参加者にアンケートをもらった結果が集計として上がっております。御宿のイメージを体験してどうだったということでは、よかったを含めまして77.8%がよいと、普通が22.2%。金額的には昼食代を取ってやってあとは無料ということですから、よくなかったという回答はございませんでした。それと、イメージについては66.7%がよいと、普通であるというのが33.3%。

当日、海が荒れていまして、本来ですと漁船に乗って網代湾を30分ぐらい回るというのもあったんですが、それが中止になりました。その中でやはり首都圏の方が御宿を見ているのは、どっちかというと海がある御宿という見方をされているんだというのがアンケートの中でもあります。農業だけですと、例えば長野県とか農業を中心にやっているところがあるので、御宿を見る目というのは、やっぱり海もあるところだと、そういうイメージを抱いてこられたのかなという。

要望的には、参加されている方は定住を真剣に考えているので、時間内でも例えば物件とかその辺を見られる時間をもっと多くしてくれという意見がございましたので、その辺について24年度は改良していきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 大変詳しいご説明ありがとうございました。

今般も観光のお話をされておりますけれども、私はやっぱり観光の中で御宿に実際に来ていただいて、その中で御宿町を知っていただくと。その次が御宿はあるんですね。やっぱり住んでもらうと、そのためには参加者もいわゆる行政情報ですね。どんな福祉のサービスがあるのか、医療のサービスがあるのか、住まうためのいろんなサービスがあるのかということに大変興味があったというふうに私も理解をしております。

ですから、そうした情報をきちんとやっぱり今後出していくということも、先ほどインフォメーションの話もありましたけれども、大変重要かと思えます。そうした中で、若者が住みやすい町、施策としてそういう方向、そしてそういう方々に来ていただくとまた私たちの子供も地域に残る、そういう施策も一緒にとっていただくということが大変大事であるというふうに思いますので、今後、そういう部分で町長の、何か考えがあればお伺いしたい。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、近隣の自治体のみならず、全国的にもやはり人口減少という問題は非常に大きな問題でございます。それに対する定住化政策ということでいろいろ考えてやっておりますが、いろんな情報発信と同時に、先ほどもご意見の中にございましたが、住宅政策ですね。その辺も考えながらこれからやっていきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

最後に、保健事業費でありますけれども、特定健診等事業費ということで、特定健康診査等委託料が210万8,000円減額措置されておるわけでありまして、一般質問で受診率の話もさせていただきましたけれども、これは特定健康診査のことだろうと思うんですけれども、その受診率の関係ですね。

それから、余り私は伸びていないと、大変低いというふうに理解しているわけでありまして、その主な原因、そしてまたせっかく予算をとりながら減額措置をしていると。これは本来であれば残すべき予算ではないと思うんです。こうした予算は本来100%使っていただくことが前提の予算、これは全体的にそうだろうと思うんですけれども、特にこれについては健康づくり、ひいては国保会計と大きなつながりがあるわけでありまして、使っていただくことによって最終的には町民の健康が保持され、医療費が縮減されるという方向性が私はあるというふうに理解をしておりますので、その辺についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まさにご指摘のとおりでございます。ただ、平成20年代に法改正がございました。今までは住民健康診査ということで対象がすべての住民という形になさっていたものが、平成20年度から法改正によりまして特定健診という形で、保険者による健診に変わってきました。これによって数値が極端に下がってきているという現象がございます。

近年の受診率は32.7%、前年度と比べましても2%程度下がっているわけでありまして、まず一つが、全体から対象者の大枠が減りました。

さらに、ここに来て減っているということでございますけれども、これにつきましては既往症、病院に行っている方が、行っているからもういいんだということで差し控えている場合と、先日もお話し申し上げましたけれども、健診を受けて次の段階、医療を必要とするときに、今の特定健診の基準が非常に高くございまして、そのために、特定健診を受けるとほとんどまた次に医療のほうへ行ってしまいます。であれば最初から医療に行ったほうが面倒さがなくていいというふうにお考えの方もいらっしゃる。そういうことで既往症、あるいは入院とか介護施設とかに入っている方もいらっしゃいますし、また、そういった数値の目標が高いことによって差し控えている方がいることがやはり伸びていない理由なのかと推測しております。

その他には、いわゆる健診項目というのものもあるのではないかと、来年度におきましては心電図とか腎機能を含めた検査、今までは特に問題があった方だけが対象だったんですが、すべての方を対象に健診項目を増やさせていただいています。

それから、23年度も受診率を上げるために職員の独自ポスターを掲示しておりましたけれども、もう少し広くということで郡の医師会の会議に参加させていただいたことがございましたので、そちらでお話を申し上げましたら、独自ポスターを作成していただけるということになりましたので、無料のポスターを来年度は恐らく各医療機関にも張っていただけるということで、受診喚起をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

いわゆる国保の加入者というのは、農家の方だとか個人事業主の方々がほとんどだろうと思います。そうしますとなかなか平日に休むことができないという中で、たしか御宿町は土曜日の健診もやっていただいていると。地域指定はたしかされていると思うんですが、その中でも都合がつけばどの日にちでもどの会場でも構いませんよというご案内もたしかしていただいているというふうに理解しておりますけれども、これは今後とも続けるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 先のことというのはなかなか国保財政が厳しい中では言えませんけれども、個別健診ができればと思います。いすみ医療センターを基軸とした医療体制の整備、これはもう非常に叫ばれていることでございます。集団健診から個別に予防接種をしたら受診率は下がったというケースもありますので必ずしも個別健診にしたほうがいいという訳

にもいきません。最終的にはいかに町民の健康意識というものを高めるかということに尽きるのかなということは感じております。

先ほどのお話の中で土曜日を今後も実施してまいりますし、どこの健診場所で受けても町民の方は構わないという体制はそのまま継続してまいりたいと思います。それでも受診率上がらない場合は個別健診という方向の中でいすみ医療センターを中心とした医療体系というものはやはり見直す必要があるというふうに担当レベルでは考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまから10分間休憩します。

（午後 2時11分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程11、議案第16号 平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第16号 平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ208万2,000円を減額いたしまして、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,052万5,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、保険料の確定と交付金の精算によるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料は、転出や死亡による保険料納付者の減少により200万円の減額をするものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金は、事務費等の精算により繰入金金が22万2,000円の減額となりました。

5款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金は、22年度決算の保険料納付金の繰越分として14万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の減額に伴い、保険料及び負担金の精算により209万円の減額となりました。

3款諸支出金、2項諸支出金、2目一般会計繰出金8,000円は、前年度の督促料で、会計上繰入金と性質が異なることから、事務費精算ではなく残額を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第12、議案第17号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第17号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回提案いたします補正予算は、補正額3,140万8,000円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ7億7,052万8,000円とするものでございます。

主な内容は、国・県等の負担金の確定による歳入調整や介護給付費のサービス量等の精算に伴う補正でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金は、当初予算では給付費の法定負担分を見込んでおりましたが、国の予算配分で決められた負担金が予算を下回ることになりましたので、707万4,000円の減額をするものでございます。

なお、23年度の介護給付費の法定負担分につきましては翌年度決算時において精算となります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、当初交付率は見込みを5%としておりましたが、決定交付率が6.58%となりましたので、973万円の増額となりました。2目地域支援事業交付金は、国の交付決定により12万9,000円の増額となります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金は、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によりまして936万円の減額となりました。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金は、国からの交付決定に基づきまして213万8,000円の減額となります。

7ページに続きます。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）も、同様に交付決定に伴い6万4,000円の増額となりました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金は、職員人件費の減により77万1,000円の減額となりました。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金は、当初の介護給付費の見込みを下回ったことから基金の繰り出しを行わなかったため、2,237万4,000円を減額するものでございます。2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例は24年3月末に廃止のため、38万6,000円の全額を取り崩し繰り入れするものでございます。

8ページをご覧ください。

事項別明細書の歳出をご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、異動による担当職員の退職手当、共済費の精算により81万7,000円の減額をするものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費は、当初サービス利用者数が死亡や入院治療への移行などにより減少いたしましたので、3,411万2,000円の減額となりました。2目介護予防サービス等諸費は、在宅介護に係る要支援者件数などが当初見込みより増加したことから248万6,000円の増額とするものでございます。

2款保険給付費、5項特定入所者介護サービス等諸費、1目特定入所者介護サービス等諸費は、利用者数の増加により98万9,000円を増額するものでございます。

9ページに続きます。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費及び同款2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費は、予防事業及び地域包括事業の人件費の不足分をそれぞれ追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

8ページの介護サービス等諸費でお伺いいたします。

今回の補正は3,411万円何がしということで、大変大きな金額の減額となっておるわけでありましてけれども、これは元気になられて利用がなくなって補正になったのかということなんですけれども、内密にちょっと伺います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） そうであればよろしいんですが、居宅介護サービス費の減額

ということでございますけれども、サービス量の精算見込みでございまして、当初と比較いたしますと、利用者が月390人程度と見込んでおりましたが、精算見込みからいたしますと平均で月3名程度減少しております。ただ、これはいいほうに向かったということではなくて、数値的に見ますと、施設介護サービスの精算見込みが10数名程度増えておりますので、減った分はそちらが増えたということで、逆に悪くなってしまったという状況が見受けられます。

居宅介護サービス費のほうが非常に減額になっておりますけれども、最終的な精算になりますと、施設介護サービス費の精算を勘案してまいりますと10数名伸びておりますので、介護度が上がってしまったことによって施設介護のほうに移行したというふうな見方もできるだろうと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

幾つかあるわけですが、一つは、介護度が上がるということと、もう一つは、介護度があっても例えば施設入所等が、これはまだ待機者もいらっしゃるわけでありますから、必要なサービスが受けられないと。

それともう一つ問題なのは、介護度が下がって喜ばしい話なんですけれども、逆に必要なサービスが受けられなくなってしまうと。そうすると、若干介護度がよくなって例えばホームヘルパーとかが受けられなくなるわけですね。そうすると、その家のだれかが世話をしなければならぬという状態が出てくるだろうと思うんですね。

逆に、施設に入所すると、例えば独居、ひとりでお住まいの方がその施設入所費が払えるのかという問題等もあるわけでありまして、こうしたさまざまな問題があるわけでありまして、この間もお話ししましたが、やっぱりその辺の切り分け、必要なサービスのマッチング、安心して暮らせる状況をどうつくるかと。知恵を尽くすのはやはり担当だろうというふうに思いますので、結果としてこういう内容であるということなんだろうと思いますけれども、そうした一人一人へのきめ細やかな対応というのがまさに福祉であるというふうに思いますし、その辺で、よくなったとか介護度が進む、それからそのときの状況、サービスの内容を含めた丁寧な対応をとっていただきたいというふうに思うんですけれども、それについてお答え願います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに、高齢化の中でひとり暮らしの高齢者あるいは老人世帯の老老介護という状況は非常に厳しい状況になっておると。それにまた経済的な負担という

ことは充分考えるわけでございます。

そういったものが先般から報道に出たり、いろんな形で出ておるわけでございますが、私どもの状況からいたしますと、実際の介護認定者は、全体の中では昨年が475名で約20名程度、介護認定を受けております。この方たちの介護の認定も、認定審査会というものを月4回ぐらい開いております。きめ細かな介護の状況を常に見ながら認定の審査会というものが開催されているわけでございます。

特に近年の中で、やはり介護サービスの度合いは確かに上がっておりますし、要支援者という方が非常に増えております。こちらにつきましては、やはり老老介護の中で行政といいますか包括支援センターが手を多く出している。携えているということで要支援の方が増えていると想定されます。実際に介護認定の1から5という段階以前の方たちについても包括支援センターを中心に相談業務あるいは見守り行為と、要支援者の数字が増えているところを見ますと、何らかの対応をしているとは考えております。

お金のない方への対応では、実際に支援の認定を受けた方たちの施設の利用というものも、昨年は70%以下でございましたけれども、今年度を見ますと75%と5%ほど上がっておりますので、施設の利用というものもある程度はできていると思われれます。

支援といたしましては、やはり年金生活の皆様のご所得に応じた特養の老人ホームを利用できるように近隣には、勝浦市にも施設ができておりますので、そういう施設になるべく入れるようお願いをしているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第13、議案第18号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第7

号)を議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長(木原政吉君) 議案第18号 平成23年度御宿町一般会計補正予算(案)(第7号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ3,720万円を追加し、補正後の予算総額を33億8,690万円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、国の補正予算に基づく消防防災通信基盤整備事業関連や、制度改革に伴う子ども手当システム改修に係る経費、旧御宿高校購入費用を計上するほか、各費目、各事業における事業費の精算や実績見込みを勘案した上で予算額の調整を行っております。

また、財政規模に基づく適正な実質収支、さらには将来財政需要を見据えた上で、地方交付税等留保財源や予算執行不用額等について公共施設維持管理基金及び減債基金への積み立てを行い、今年度の財政需要に備えます。

補正財源といたしましては、国の補正予算に基づく国庫支出金を初め繰越金や算定結果に基づく普通交付税等を充て、収支の均衡を図りました。

次に、第2条でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する経費について定めたものでございます。

また、第3条は、地方債の追加について規定したものでございます。

それでは、予算書の内容でございますが、6ページ、第2表の繰越明許費につきましては後ほど改めてご説明させていただきます。

7ページに移りまして、第3条地方債補正でございますが、国の第3次補正による補助を受け、消防車や各避難所、自主防災会にデジタル簡易型無線機を新たに配備することから地方債限度額330万円を追加するもので、元利償還金につきまして80%の交付税措置があるものでございます。

次に、歳入予算にかかわる事項明細ですが、予算書の10ページからご説明させていただきます。

1款町税、1項町民税、1目個人につきましては、現年課税分で退職所得等の伸びにより600万円、また滞納繰越分につきましては決算見込みにより160万円増額し、2目法人の現年課税分につきましても法人税割の伸びにより500万円を増額するものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金ですが、震災影響等による利用客数の減により100万円の減額と

なりました。

10款地方交付税につきましては、算定結果に基づき、補正財源として3,253万6,000円を追加するものでございます。

次に、12款分担金及負担金、1項負担金、2目民生費負担金と、同じく11ページ、2項分担金、1目農林水産業費分担金は、事業費の確定に伴い10万円と59万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

13款使用料及手数料、1項使用料、3目商工使用料は、震災後の風評被害等により海水浴客を中心に観光客が落ち込み、月の沙漠記念館入館料、町営プール入場料、駐車場使用料を減額するものでございます。

同じく4目土木使用料、1節道路使用料は、道路占用料について、N T Tの地中管が、当初予算段階でN T T側から説明がありました大きさよりも実際には小型であったため、64万4,000円が減額となったものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金及び12ページ、3目災害復旧費国庫負担金は、交付額の確定、事業費確定及び精算に伴う補正でございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金の1節心身障害者福祉費補助金は、交付額の決定による補正で、2節老人福祉費補助金は、介護報酬改正に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

同じく2目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金は、小型合併浄化槽設置を当初10基見込んでおりましたが、申請実績が8基のため減額補正するものでございます。また、2節保健衛生費補助金は、疾病予防対策として予防関係事務及び各種がん検診の健康増進事業に係る補助金を計上するものでございます。

13ページ、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金から3目保険基盤安定拠出金までは、交付額の決定や精算に伴い額が確定したため補正をお願いするものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、5節県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の減額は、東日本大震災被災者の皆さんの受け入れにあたり、被災者のメンタルヘルスや健康相談にあたる保健師の雇用を当初計画しておりましたが、受け入れ者が6名と少なかったことから、保健師の雇用を見合わせたため減額するものでございます。

7節消防防災通信基盤整備事業補助金は、地方債補正でご説明いたしましたが、国の第3次補正予算を受け消防防災通信基盤整備事業が交付決定となったことから補正をお願いするものでございまして、デジタル簡易型無線機を消防車、各避難所、自主防災会等に新たに配備する

ものでございます。

14ページに移り、2目民生費県補助金ですが、1節社会福祉費補助金と3節心身障害者福祉費補助金は、交付額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。4節児童福祉費補助金は、なのはな子育て応援事業については県の補助事業廃止に伴う減額で、地域子育て創生事業補助金につきましては、平成24年度対応のための子ども手当システム改修に伴う補助金で、事業費の10分の10が補助されます。

3目衛生費県補助金ですが、国庫補助金でもご説明いたしましたとおり、小型合併浄化槽設置事業について、当初10基の申請を見込んでおりましたものが8基の申請だったため減額するものでございます。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金は、イノシシ管理事業について、県補助率が3分の1から2分の1に変更になったことと捕獲実績増加に伴う増額です。また、2節水産業費補助金は事業費の確定によるものであります。

3項県委託金、1目総務費委託金は、平成23年4月8日に執行されました千葉県議会議員選挙が無投票となったため、5節選挙費委託金を減額するものでございます。

同じく4目土木費委託金は、都市計画基礎調査委託の額の決定に伴い減額するものでございます。

16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入ですが、売却を予定しておりました六軒町浦仲地先の町有地について、法務局の申請にあたりましては地図の修正を要することから、翌年度以降の売却となるため減額するものでございます。

15ページに移りまして、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金3万円は、活力あるふるさとづくり基金寄附金で、幻想の世界、月の沙漠の旅づくり事業に対し寄附があったものでございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計からの繰り入れでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましても、平成22年度からの純繰越金で1,420万8,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入は、震災後の風評被害等により減少した観光客の影響を受けた月の沙漠記念館、町営プール各売店売り上げの減額と、後期高齢者医療について、広域連合の委託金、医療給付費返還金、人間ドックの実績が確定したことによる補正をお願いするものでございます。

16ページ、3項受託事業収入、1目民生費受託事業収入でございますが、管外受託の解除に

よる減額でございます。

21款町債は、第3表地方債補正にてご説明したとおり、消防施設整備事業債の追加を行うものでございます。

以上、歳入予算合計で3,720万円の追加をお願いするものでございます。

続いて、歳出予算でございますが、予算書の17ページをご覧くださいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございますが、3節職員手当90万9,000円の減額は、議員改選による3名の新議員期末手当差額分の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当は、子ども手当制度改正に伴う減額と職員手当の調整、4節共済費は年度末での調整でございます。

以後、各費目にわたります職員手当及び共済費の補正は、年度末の最終調整ですのでご説明を省略させていただきます。

9節旅費の減額は、メキシコ・アカプルコ市、日本の広場での日墨友好の碑の建設がメキシコ側の事情によりおこなわれているため、減額するものでございます。

14節使用料及賃借料の減額補正ですが、現在行っております町電算機関係システム再構築に係る機器のリースについて、当初10月からを予定しておりましたが12月に変更となったため、この分のリース料を減額するものです。

3目財産管理費、7節賃金は、御宿号バス運転手賃金に不足が生じることから2万7,000円の補正をお願いするものです。

11節需用費は、公用車タイヤ交換や御宿号バスのタイミングベルトの交換が生じたため、修繕料8万2,000円の補正をお願いするものです。

15節工事請負費420万円は、六軒町地先の町有地及び町の配水管を埋設しております一部民地におきまして土砂の崩落が発生しており、付近の耕作地に砂が流入し耕作に影響することから早期の改善要望があり、土どめ工事を実施しこれに対応するものでございます。

4目企画費、8節報償費14万円の減額は、町の指定したボランティア活動に対するらくだカード・ポイント交付制度の実績を踏まえ補正するものでございます。なお、6月以降現在まで、福祉、環境、教育等の分野で延べ41回のボランティア活動に対しまして4万1,430ポイント、金額にしまして約7万円の交付を実施しております。

13節委託料60万6,000円の減額は、光ブロードバンド設備の保守委託についてN T T側と交渉を重ね、事故や緊急時用のケーブル等補充部品についてN T T側ではなくて町のほうで保管することに変更したための減額で、14節使用料及賃借料の設備使用料ですが、同じく契約時の

単価見直しにより減額となったものでございます。また、各種借上料の減額は、秋に実施いたしました移住体験ツアーの中で、天候により漁船乗船体験等が中止となりましたので、これに基づく実績による精算でございます。

17節町有財産購入費3,840万円は旧御宿高校購入費の計上で、具体的な活用にあたっては、1月30日に開催されました議員協議会でご説明いたしました旧御宿高等学校施設跡地活用方針をもとに、今後設置をお願いいたします町有財産活用委員会に協議いただき、住民要望にきめ細かに対応した施設の有効かつ効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。

19節負担金補助及交付金は、魅力ある地域づくり補助金について実績に基づき減額するものでございまして、23年度は、御宿台区より申請のありました秋の収穫祭に対しまして助成を行っております。

18ページ、5目諸費、12節役務費、労災保険1万9,000円の減額は、臨時職員の職務内容により不用となったため減額するものでございます。

6目財政調整基金積立金5,000円と11目住民生活に光をそそぐ基金積立金1,000円は、利子分について積み立てるものでございます。

続きまして、7目防災諸費でございますが、11節需用費で修繕料は、役場庁舎4階にあります防災行政無線放送室の操作卓の遠隔制御装置バッテリーを交換する必要が発生したことと、防災行政無線屋外子局の一部、5カ所について腐食等により落下の危険性があるため修繕をするもので、81万6,000円を計上しております。

18節備品購入費511万1,000円でございますが、歳入予算でご説明いたしましたとおり、国の第3次補正予算での補助を受け、災害対策として消防車、各避難所、自主防災会等にデジタル簡易型無線機40台を配備するものでございます。

8目減債基金積立金2,000万円と12目公共施設維持管理基金積立金3,000万円は、将来の財政需要を見据え、地方交付税留保額等を積み立て将来に備えるものでございます。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金は、歳入でご説明いたしましたが、寄附のありました3万円を基金に積み立てるものでございます。

2項徴税费、1目税務総務費、7節賃金は、臨時職員賃金に不足が生じるための補正でございます。

2目賦課徴収費、11節需用費は、固定資産税納付書が新様式に変更となることから15万7,000円の補正をお願いするものです。

19ページに移りまして、3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、7節賃金及び18節備品

購入費の減額は、それぞれ実績による減額でございます。

4項選挙費、3目県議会議員選挙の減額は、昨年4月8日執行の県議会議員選挙が無投票となったため減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料270万円の減額は、有事の際の要援護者に係る避難システムに係る保守委託が80万円減額となったことと、20ページ上段の障害者計画策定業務について業者委託から職員手づくりに変更したことにより190万円減額になったことによるものでございます。

18節備品購入費40万円は、避難システムの電源確保のため、発電機等の備品に係る経費でございます。

28節繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金の精算でございます。

2目老人福祉費から5目後期高齢者医療までは、それぞれ実績に基づきます精算や補正でございますが、2目老人福祉費の18節備品購入費60万1,000円は、地域包括支援センターで使用する地域包括（絆）用パソコン、プリンター等の購入費でございます。

21ページ、2項児童福祉費、7節賃金は実績による減額で、13節委託料、子ども手当システム改修委託は、歳入予算でご説明いたしましたが、全額補助を受け、24年度対応の子ども手当システムの改修を行うものでございます。

2目児童措置費、20節扶助費の減額は、当初予算では子ども手当を月額2万円で見込んでいたため、実績に基づき減額とするものでございます。

3目保育所費の13節委託料は、管外委託児の委託料について当初見込みより増額となるため補正をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、4節共済費、臨時職員社会保険料から22ページの14節使用料及賃借料までの減額は、歳入でもご説明いたしましたが、東日本大震災の被災者、避難者の受け入れに際し、県の緊急雇用制度を活用し被災者支援事業（メンタルヘルス）を計画しておりましたが、実際の受け入れは2世帯6名にとどまったことから保健師を採用するまでには至らず、事業用費用を減額するものでございます。

19節負担金補助及交付金10万9,000円の減額は、23年度より勝浦市夷隅郡医師会補助金が廃止となったことによるものでございます。

2目予防費、13節委託料は、それぞれ実績をもとに減額をするものでございます。

3目環境衛生費、11節需用費は、境川生活排水処理施設の光熱水費に不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、19節負担金補助及交付金は、広域ごみ処理施設建設について、建設予定地地元住民の皆さんの理解に一定の時間を要することから23年度に予定した事業の執行が困難となったため、広域議会の議決を経て負担金が減額となるものでございます。

23ページ、3目し尿処理費は、歳入予算でご説明しましたが、小型合併浄化槽設置補助事業について申請件数の確定により減額するものでございます。

3項上水道費、2目上水道建設費は、南房総広域水道企業団への補助及び出資金で、水管橋耐震補強工事の減額等による減額でございます。

4項予防費、1目予防費は、後期高齢者医療広域連合委託金増加による財源更正でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、8節報償費38万4,000円の増額は、イノシシ等有害鳥獣捕獲実績増加に伴う増加補正でございます。

24ページ、3項水産業費、1目水産業振興費は、それぞれ事業費確定に伴います補正でございます。

6款商工費、1項商工費、4目月の沙漠記念館管理運営費と5目町営プール管理運営費は、減額補正に伴う財源更正でございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料75万7,000円の減額は、町道0107号線（高山田地先）の草刈りについて、職員や緊急雇用を活用した臨時職員にて実施したことによる減額でございます。

25ページ、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、19節負担金補助及交付金89万3,000円は、夷隅土木事務所が実施している急傾斜地崩壊対策工事、これは岩和田の入宿と浜のハマノヤツでございますが、これに係ります町の負担金でございます。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費は、本年度配備いたします第7分団消防ポンプ自動車購入の入札差金を減額補正するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及交付金16万8,000円の減額は、ALT外国青年が当町との契約終了後も日本に滞在することになったため、帰国費用が不用となったことによるものでございます。

26ページ、4項社会教育費、3目資料館費、11節需用費は、資料館の浄化槽、トイレの修繕をお願いするものでございます。

5項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費471万6,000円の減額は、B&G海洋センタープール改修工事の入札による差金でございます。

3目学校給食費、19節負担金補助及交付金3万1,000円の追加は、給食費未納により食材料費に不足が見込まれるため、一時的に一般会計から補てんするものでございます。

10款災害復旧費、1項公共土木災害復旧費、1目土木施設災害復旧費は、1月に実施されました災害査定により事業量が確定し、これに伴う補正でございます。

また、27ページ、3目漁港用施設災害復旧費につきましても、事業費の確定に伴います減額補正でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子54万1,000円の減額は、決算見込みを勘案し減額するものでございます。

以上、歳出予算総額3,720万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を33億8,690万円とするものです。

続きまして、繰越明許費でございますが、恐れ入りますが、予算書の6ページをお開きください。

総務費の町有地補修事業420万円ですが、歳出予算でもご説明いたしました。六軒町地先の町有地、先日、議員の皆様在天の守町有地をご視察いただいた山と山の間の谷津の町有地と、町の配水管を埋設してある民地の一部が崩壊しまして、下で畑を耕作している方にご迷惑をおかけしている現状でございます。植えつけの時期も迫りまして、早急に対応するため今回補正し、着手して早期の工事完了を図りたいと目指すものでございます。

また、旧御宿高校跡地購入事業3,840万円ですが、県の地価変動等による鑑定額見直し等、県との契約に一定の期間を要することから繰り越しをするものでございます。

次に、消防防災通信基盤整備事業511万1,000円でございますが、昨年末の国の第3次補正の採択を受け、災害対策といたしましてデジタル簡易型無線機を消防車、避難所、自主防災会等に配置するものでございますが、年度内の配備が困難なことから繰り越しをするものです。

災害復旧費、土木災害復旧費95万6,000円は、10月22日の大雨による上布施立山地先の道路路肩崩壊の災害復旧でございますが、災害査定を受け工事発注いたしましたが、工事に一定の期間を要することから繰り越しをするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） それでは、二、三お伺いしたいと思います。

まず、17ページの企画費の中の公有財産購入費、旧御宿高校跡地ということで今回出されて

いますけれども、3,840万円、この金額の内容と買った後の使用目的等がありましたらちょっとお伺いしたいと思います。それはなぜかと申しますと、昨年6月の定例会に補正予算で出されまして、修正動議が可決されましてこれは修正されております。そのときの値段がたしか2,560万円じゃなかったかなと記憶しておりますけれども、それから約1,200万円ぐらい金額が上がっておりますけれども、その中身というんですか、その辺の詳細なりをまず説明していただきたいなと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、旧御宿高校跡地購入の内容というご質問にお答えさせていただきます。

旧御宿高校につきましては、対象が土地については久保1,473の4のほか7筆で5万9,779平米、建物については普通教室棟ほかで7,536平米でございます。

6月にご提案したのは、鑑定額が3,840万円と、公共団体が公用・公共の目的に限って使用するのであれば3分の1の減額がございまして、議員が先ほどおっしゃいました2,560万円ということになります。6月につきましては、減免を受けた額で提案させていただいたわけでございます。

それと、使用目的につきましては、6月の修正の動議を受けまして、その中に買い方についてももっと検討してはどうなんだというご意見と、もっと具体的な説明の時間が必要だと、そういうご意見をいただきました。10月以降、議会のほうにご説明させていただきまして、提案のあった事業者にも視察のほうもいただいています。6月と変わったのは、議会でもいただいたご意見を真摯に受けとめまして、10年間売ってもいけない、貸してもいけないという減免を受けた購入方法ではなくて、民間活力の導入も可能だと、地域振興もあわせて可能だという買い方に変更したわけでございます。

その後、議会でご説明させていただきましたが、御宿高校の跡地を一部使って学校法人を設立したいと、あわせて地域振興にも貢献したいと、寄与するという事業者がありましたので、議会の視察に合わせて時間をとっていただきご視察をいただいた次第であります。その後、1月に町としての利用方法について活用方針をお示しさせていただいたところであります。

また、2月17日に、それを受けまして、事業者側の現在の具体的な活用方法について説明会を開催させていただきまして、ご出席いただき説明を受けているという経過になっております。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 今、活用方法について学校法人が来ていらっしやると。私たちもたし

か昨年11月にその学校の視察にも参りまして、それで学校の説明も、その前に町長のほうから説明も受けています。その後に学校法人に参りまして、公開質問というんですか、皆さんに説明も受けておりますけれども、そういう中で、これだけ学校法人が来ているという、進んでいる中で、この学校についてはとやかく言うわけじゃありませんけれども、3,840万何がしの金額を出すからには契約内容とか、例えばほかの校舎棟、あいているところの利用目的とかは考えていらっしゃるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 利用目的につきましては、先の1月30日にお示しさせていただいていますけれども、普通教室棟について1階から4階まで、町としての活用方針案について議会の議員協議会のほうでご説明させていただいております。

一部については防災用の備蓄、高齢者、子育て、あとは定住化の中の一環として利用していきたいという案をお示ししてありますが、その中で、これはあくまでも案ですので、町有地の活用委員会の議論も含めた中で、よりよい活用方法に努めていきたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 一応案で出されているのは私も承知してはいますけれども、これを買う目的があったんだったら、これを完全に煮詰めていかなくちやいけないんじゃないですか。先ほどから学校の話が出てはいますけれども、これの実際の契約内容、これが一番大事なところだと思うんです。その辺を示していただかないと、我々は最後の検討材料がないわけです。ただ買いますよ、こういう学校が来ていますよ、それじゃ全く話にならないじゃないですか。

まして、課長からも前に説明を受けましたけれども、学校法人が来たというのは昨年2月ごろから聞いていますよね。その後に6月の定例会が入っているんですよ。その6月の定例会で他用途に使うという意見を私も確かに言いました。言ったけれども、それにとりかわずに、定例会に入る前にたしか前議長・首長並びに古参の議員さんあたりが町長のところに、今回否決されそうですからちょっと考えたらいかがですかと相談に行ったらいいじゃないですか。

そういうことも無視して強引にあのときは防災の拠点にすると、災害時の避難場所にすると、そういう話で出したと思うんです。そういう協調性もなく、それで今度、皆さんに言われましたからこうしますと。それじゃころころこれから変わっていくじゃないですか。一番大事なことですよ。私も昨年に言ったけれども、我々は負託されてここに出ているんです。昨年9月に改選がありまして、新たに皆さんまた負託されたんですよ。

そういう中で、簡単に、これを買いますからいかがでしょうかとじゃ検討する材料がないじゃ

ないですか。一番大事なのは最後の契約内容ですよ。その計画内容をよく示していただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今幾つかご質問をいただきましたが、まず、2月の時点で中央高等学院の方が初めて御宿町役場に見えまして、御宿高校を将来的に活用させていただきたいというようなお話を伺っておるわけでございます。これはたしか12月の定例議会のときだったと思いますが、私もご説明申し上げておりますが、2月以降に、学校法人取得のために千葉県の教育庁の学事課といろんな協議をされたということでもあります。

そういう中で、本来なら学校法人取得のためには、一つにはその学校が土地を所有していなくちゃいけないと、それが基本的な条件ということでありましたけれども、県との協議の中で、特例として賃貸による20年契約でもよろしいでしょうというようなお話の中で、当初の何カ月かが協議に関し手間取ったと、時間がかかったということで、6月の時点ではまだまだいろんな意味で不明確というか、表に出せるような、皆さん方にご協議できるような内容じゃなかったというそのような状況下で3.11の大災がございました。

そういうことで、私は何度も申し上げますが、とにかくあの状況を見て、あの大きな災害が御宿を襲ったときには果たしてどうしたらいいかということで、高台にある公共施設は非常に重要だという認識の中で、私はその一心において皆さん方にご提案させていただいたわけでございます。

そのようなことで、今、伊藤議員さんがおっしゃられましたように、確かに議員さんが私のところへ来まして、庁舎内といいますか、担当課長、総務課長にもまだ少し待ったほうがいいんじゃないですかと言われましたけれども、私はあの状況を見たときに、とにかく私自身としては、否決されるかもしれないけれども、私は私の責務として、これはいつとも早く議会の皆さんのご意見を伺わなくちゃいけないという判断のもとに提案をさせていただきました。

その件についてはそのような状況でございますが、契約につきましては、現在、千葉県が所有しております。そういうことで、例えば町と今候補として挙がっております中央高等学院との契約は、現時点では町の財産ではございませんから、契約を結ぶことはできません。ただ、今後、あそこを中央高等学院と契約を結んだときにどういう目的で使用するのか、何回かの説明をさせていただきまして、ほぼ皆様方にもご理解をいただいていると思います。そういうことでこれまで来ております。

今日、この補正予算についてご提案させていただいておりますが、その結果によって千葉県との契約、町が購入する契約がまずできるようになるわけでございまして、その後、町の財産

になったときに初めて、当事者である中央高等学院との賃貸契約がなされるということでございます。

6月に提案いたしましたときにいろんなご意見をいただいております。私が考えております一番大きな内容は、今、伊藤議員さんもおっしゃられました利用目的を明確にしてください。利用目的については、今あるいはこれまで申し上げておりますように、大きな校舎棟が2つありますけれども、東側校舎棟については特別棟ということで一つの教室の大きさが非常に大きいという中で、スクーリングを中心とした林間学校あるいは合宿等に活用させていただきたい。同時に、グラウンドとマネジメントハウスという1階の平屋の畳がある部屋を活用させていただきたいということでございます。そして、普通教室棟については、先ほど説明にございましたように、案として1月30日に皆様方にお示しし、ご説明をさせていただいたわけでございます。

そういうことで、利用目的については、普通教室棟についてこれから町民の皆様方あるいは各団体の皆様方のご意見を伺う中で、とにかく地域のため、町民のためにいろんな利用の仕方があろうかなと思っておりますが、ご相談させていただく。そのために町有財産活用委員会というものをご提案させていただいて設置をし、その中で具体的に進めていきたいと考えているところでございます。

それともう一つは、そのときにご意見をいただきましたのは財政負担の軽減ということでございます。そういうことで、町財政が大変な中でとにかく財政負担の軽減をしなくちゃいけないということございましたので、何カ月かのこれまでの協議の中で何度か皆様方にご説明させていただいておりますが、賃貸に関係する特別教室棟あるいはマネジメントハウス、グラウンド等、そういう補修費用についてはすべて事業者の負担で行うと。水道、電気等の県道からの入り口のライフラインについてもすべて事業者の負担で行うというお話でここまで来ております。同時に、賃貸に値する対象物件についてはすべて、当事者である中央学院が今後維持管理をしていくということでございます。

そして、普通教室棟については、今後、私どもが地域の皆さんのいろんな利活用を考えていかなくはいけませんけれども、補修費用については、もしいろんな希望があつてこういう形で使いたいということであれば必要最小限の補修をしなくちゃいけません。また、利用についても維持管理についても町で行いますが、先の12月定例議会で白鳥議員さんからご質問をいただいておりますが、普通教室棟の維持管理費、補修費用については、基本的な考え方として中央高等学院の賃貸料を充てると。額的にまだ定まっておりますのでどの程度になるかはこれ

から検討いたしますが、基本的な考え方としては賃貸料を充てて、町の財政支出を極力最小限にするという考えであります。

そのようなことですので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 今、町長のお話を聞いていると、中央高等学院にこれをもう賃貸で貸すんだというような、完全にそういうものが入っちゃっていますけれども、だから私、さっきから言ってるんですよ。これは県のものだから契約書は出ないと言っているけれども、私は、最後の判断の材料がないというんです。検討材料がないんです。会社で幾ら話をしたって、幾ら決算書を見たって、今のところこの会社は口約束だけなんです。そこに三千八百何がしを投じるのかと、そこを言っているんです。議員の皆さんだって、やっぱり最後のそれがないと判断できないんじゃないんですか。これは鶏が先か卵が先かの問題じゃないですよ。一番大事な問題じゃないですか。

確かに防災に関しては町長がおっしゃっている。昨年から私もわかっていますよ、高台にあって一番必要なところだというのは。だけど、あそこは災害時の避難場所に指定してあるじゃないですか。私は別に買うなど言っているんじゃないんですよ。昨年も言ったとおり、いろんな用途に使えるもので、少しぐらい高くたってそっちで買ったほうがいいんじゃないんですかと私は最後に申し上げました。だけど、大事な面が今残っているというんです。ただ耳で聞いて、それだけで相手を信用できますか。その辺なんですよ。

役場が何かやるんだったら、これだけの金を投じるんだったら会社の考えでやってくださいよ。これだけのものを買って、資本を投じて実際にやっていけるかのどうか。そんなに欲しいんだったらみんなの給料で買えばいいじゃないですかと私は言いたいんです。

一番大事なものはその契約ですよ。これが出ないことには判断できないと言っているんです。賃貸をすと言っていますからこういう話をしているだけであって、そうじゃないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 伊藤議員さんのご質問で、その件について議会のほうでも、今、学校法人を取る会社が来ているわけです。学校法人を取りたいという会社の中で、その中の協議の内容についてはご説明しておりますが、先ほど町長も言いましたけれども、20年の長期契約だというのがまず1点でございます。その場合、町の財産とする場合については議会の承認が必要になってきます。

それと、2,560万円と3,840万円、差額がございますけれども、今の段階で議会にもご報告し

てありますけれども、その差額については今来ている事業者のほうで負担すると。別途、賃貸料については協議するんだという話になっています。

町長も申しましたが、その辺のご不満もあろうかと思いますが、まだ現実に町が所有者ではありませんし、また、議決の前、買っていい、悪いの前にこの金額でというのもなかなかできる状況じゃございません。その辺もありますので、当然、町が所有した場合には町のことを加えて、議会のほうにも十分相談した中で、町に不利のない契約、納得できる契約でご承認いただいた中で契約したいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 何度も申しわけないんですけども、課長、あなた、そういう立場で自分がお金出して買いますか。自分の立場になって考えてみなさいよ。何事もそうやって考えなくちゃだめなんですよ。それは県のものだから契約できないと、言っていることはわかりますよ。じゃ何でここに出してきているんですか。そういうものをはっきりしてから出すのが当たり前でしょう。それを議会軽視と言うんだよ。当たり前のことじゃない。一番大事なことが出ていないもの、判断できないんじゃないかな。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、課長が申しあげましたけれども、何か事業あるいは計画を進めるにあたりまして、その事業の進め方とか物事の運び方とか、順序があります。そういうことで、現時点では町の財産ではありませんので契約的な内容をご提示できないということをお願いしているんですが、私自身は、皆様方もそれぞれお考えをお持ちかと思いますが、先ほど申しあげました旧御宿校舎の跡地、土地の面積的な部分あるいは校舎棟の活用、この利活用については今後になるわけですが、そういうものをすべて勘案した中で、この3,840万円という価格は町の財産として取得したときに非常に大きな財産になると。もっともっと、この金額以上に。もし取得した場合は、やはり責務としてそれ以上の活用を図っていかなくてはいけないということでございます。

先ほども申しあげましたけれども、当初の目的は、現在においても目的は変わりませんが、第1点に防災の拠点的な活用を考える。それで、避難所については、とにかくやはり今は水道とか電気が通っていませんから、何かあったときにそれから水道工事というのは、これはなかなか避難所の機能も十分たらしめていないということで、やはり何かで活用していればそこを十分に活用できると。

また、今回の大災を見たとき、なかなか仮設住宅の土地が見つからないという状況もござい

ましたけれども、高台にあれだけの面積があればいろんな有効的な使い方もあるかなと考えておまして、そのようなことで防災の関係と地域活性の関係で考えております。

一つの物事を進める中で、町が自治体として事業を進める中ではやはり契約はあったほうがいいんですけども、実際にはこれをこういう目的で進めたいということでございますけれども、町の所有ではございませんので、求めておられます内容はご提示できないと。そういう中でご判断をいただくために今まで何回かご説明してご理解をいただきたいと考えてここまで来ておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 町長の話はよくわかりますけれども、それは町長の理想論であって、判断する私らは材料がないと言っているだけです。昨日の一般質問の中から、いろんな面から、天の守地先の町有地、あの広大な土地の開発も出ています。それとまた保育所建設を最優先にするという答弁ももらっています。そういう中で何を一番先に進めたらいいんだということをよく考えたほうがいいんじゃないんですか。全部そろっていないものの中で判断はできませんよ。ただそれだけです。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありますか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

関連でありますけれども、今の公有財産購入であります。提案の内容といたしますと、これは全額一般財源で行うと。それから、先ほどのご説明ではこれは繰越明許にいたしたいということですね。趣旨は私も前議員と同じなんです。手法としては、この案件を当初予算で提案するというのもできるわけですね。年度途中じゃないんですよ。定例会では年度の最終議会ですね。私、これが300万円程度だったらまだわかるかもわかりませんが、今、前段者がおっしゃったとおりです。最終補正で、これは補正額でしょう。大変大きな財政出動だと思うんです。

それと、一番問題なのは、前段者と同じなんですけれども、町長と議会の信頼関係なんです。今いろいろおっしゃいましたよね。私の言うことを信じてほしいということですよ。じゃなぜ6月のときに否決、現実的には修正動議になったわけですけども、実質は否決ですよ。もう少し待たらいかがですかと先般も申し上げましたけれども、その当時、私たちの議員の任期というのは9月末までありました。だから、7月でも8月でももう少しこの問題を詰めて、一番ベストな方法で対応したらいいんじゃないんですかということが議会直前まで話し合われ

たじゃないですか。

あなたが言う協働の町づくりは信頼関係で成り立っているんじゃないんですか。もしそのときに上程されなければ、もっと肅々とこの問題は協議、調整されたんじゃないでしょうか。年度末にこういう形で出す必要もなかったんじゃないですか。お話のとおり筋が通っているように見えますけれども、問題は信頼関係なんじゃないですか。一番大事なことでしょう。

6月のときと今は違いますよと、たったその一言でこの問題が済まされる。皆さんそうは思っていないんじゃないと思いますよ、私たち議員も町民の皆さんも。それが8,000人の町民を預かる、負託を受けた町長の、まさにその決断です。昨日も申し上げましたが、町民の命と財産を守る、その大事な職にあなたはいらっしゃるわけです。そのことが今般も問われているんじゃないんですか。そのことについて町長に。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、石井議員がおっしゃったことをそのまま私はお返しします。

私は、この立場で、8,000人有余の町民の生命・財産を思って6月に提案させていただいた、そのことは私自身は全く間違っていない、正しかったと思っております。そういう中であのような結果になりましたけれども、ここ9カ月ですか、それからたちまして、皆様方のいろんなご批判、ご意見を伺った中でご提案させていただいていると、そのようなことでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） これは意見が違うということですから、これ以上論戦しても仕方がないと思いますけれども、御宿高校跡地は大事な財産だと思います。それはだれにもかわらないと思います。そのことだけは申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

当ページで一般管理費の中の旅費、オバリスクの関係だろうと思いますけれども、これは今年度もついに執行できないという中で減額と、実質的には新年度に再度上程ということになるかと思いますが、この実施はいつごろになるのでしょうか。それから、それはどういう規模で行われるのでしょうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、おくれた一つの大きな理由といたしましては、当初建設予定の土地が連邦政府の土地であったことによってその承認がなかなか得られなかったということで、現在、日本の広場全体としてはあるんですが、支倉常長の像の設置されている後ろ側に設置するというので、これはアカプルコ市に寄贈された土地ということでもありますので、

そちらのほうで今進めている状況です。なお、建設については2月15日から着工したということを知っています。

また、それに伴って設計者等が変更になったことによって、2月29日付で設計者の変更等が町のほうに送られてきている状況でございます。

規模については、今現在、御宿町に建設されている日西墨交通発祥記念之碑の2分の1の大きさ、17メートルの2分の1という形で進めている状況です。

なお、今の状況では、日墨協会からの連絡では着工後10週間程度で完了するということが聞いております。また、この3月14日、実はメキシコにある日本大使館の大使が午前中、来町されますので、そこでもう一度詳しい内容、日程等を詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に18ページに移りますが、防災諸費の中で18節備品購入費で簡易型デジタル無線購入ということ、これは全額ですか、基本的には国の対応になるかなというふうに思うわけですが、40台購入ということで消防団及び自治消防組織で使えるということですが、この簡易デジタル無線の能力はどのようなものか。

それから、これまで町の防災無線においては、固定型、いわゆるショルダー型と申しましうか、当時はまだ機械の小型化が進んでおりませんでしたので弁当箱ぐらいの大きさになっていたと思いますけれども、車載用とあったわけでありまして、そういう機種はどういうものが予定されているのか。

能力の中では、いわゆる出力、到達距離、もう一つはどの程度無線通信ができるのかということが大変大事だろうと思います。それから、実際に試運転とかされておるようであればその状況も含めて説明を伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今回のデジタル簡易無線機につきましては、災害時の情報伝達手段及び災害時の避難所等々、行政間の通信手段の確保のために実施をするということで、国のほうに申請してこれが認められたということでありまして、実際の出力等につきましては、一応これまでと同じように5ワットであります。平地の到達距離は5キロと言われております。

昨年9月の防災訓練時に無線機の双方向のやりとりを実施いたしました。感度も良好であり迅速な対応ができたということでありまして、実際、防災訓練が高山の集会所で行われ

ておりまして、サンドスキー場までそれが入ったということは確認しております。しかしながら、町内全域にそれが伝わるかということは、やはり山間部でありますと難しいという中で、40台を各地区に配置する中で連携を図るための、情報の伝達の訓練も今後やっていきたいというふうに考えております。

機能の概要であります、これは今後、予算の可決をいただきました後に発注することになっていきますけれども、機能の性能を決めまして、いろんな機種がございますので、そういう中で入札をしていただくということになるかと思えます。基本的には、350メガヘルツ、デジタル30チャンネルを搭載した簡易無線機ということでございまして、リチウムイオンのバッテリーを性能として条件提示をしようということ考えております。約11時間使用ができると、電池の寿命も長時間使える最長のクラスのものを条件にしたいというふうに考えております。よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ちょっと聞き漏らしたのかもわかりませんが、携帯型ということよろしいんですか。たしかこれは法改正による新しい無線機器だというふうに認識しております。それで、高出力ということと、従来のものと違まして外部アンテナもたしか使うことができると。いわゆる準固定局のような運用。御宿町は平たんではございませんので、消防本部等々、そうした中で基地局的な活用ができれば円滑な運用ができるというふうに理解をいたしますけれども、その辺は今度の購入対象機種で可能なのか。

それともう一点でございますけれども、今度の災害の中でこうした無線機器が大変重要だという認識が強まりました。固定電話、それから携帯電話もほとんど使用ができなかった。ツーと鳴った状態の中で全くかけることができなかったと思います。そういう中におきましては、たしかアマチュア無線家、本町にもたくさんまだおられるのではないかと思いますけれども、これはもともと業務の中に非常通信というものがあまして、そういう方々による通信、これも近距離、それから非常に広域的に連携をとりながら、例えば東京、要するに政府までとか千葉県庁を含めて連絡をとるということも、要するに県防災ですね、それも含めて可能であるというふうにも理解をしております。

ただ、昔はそうしたアマチュア無線家の団体で若手を育成するというのもやられておったかに思いますけれども、最近はそのようなものこの近在では見られないような状況もあろうかと思えます。ぜひアマチュア無線による非常時の態勢づくり、それから、これが技術立国を支え

てきたんだろうなというふうに私は理解をしておりますけれども、そうしたアマチュア無線家、要するに科学の芽を育てるという中でも私は大変大事だろうというふうに思いますし、そういう観点でどのように考えておられるのか、それもあわせて答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今回購入を予定しているものにつきましては、携帯型の簡易無線機本体40台、バッテリーが40台、急速充電器が40台、さらにはキャリングケース、それに加えて、基地局である役場のほうにアンテナを1台設置する予定であります。これによりましてさらなる互換性というか、情報の伝達を確保したいというふうに考えております。

また、アマチュア無線機等のご質問でありますけれども、これは各地で、これも先進事例で申し上げますと、応援協定を結ぶなどの先進事例が出ております。大規模災害時におきましてもさまざまな方法で情報収集することは大変重要なことでもありますことから、アマチュア無線の活用につきましても、新たな通信手段の一つとして有効だと考えております。

今後、協会の方々にご相談もさせていただきまして、どのような連携・協力が得られるのか検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより10分間休憩します。

（午後 3時49分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時10分）

---

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

次に、20ページであります。社会福祉総務費の中の備品購入費ということで40万円でございますが、この内容についてご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 備品購入費の40万円でございますが、現在作業を進めております避難支援プランのための台帳用のロッカー、それとパソコン用の非常用発電機、インバーター式発電機の定格出力1.6キロボルトですか、50ヘルツから60ヘルツ用のもので20万円のを購ひする予定になっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

支援ソフトということで、たしか新しいお知らせ版に登録のお願いが載っておったというふうに思います。事務が始まっているというふうに思いますが、これは現在何名ぐらい登録が進んでいるのでしょうか。それから想定では、逆に言ったら対象者、登録してほしい方々というのを一定把握していると思いますけれども、それは何名程度と見込んでおるのかということでございます。

それから、発電機ということでありまして、これは確かに必要であろうとは思いますが、たしか庁舎内にもバックアップ用の発電機がありまして、これも最近では古くなった中で幾らか修繕の費用がこの間も提案されていたというふうに思います。それで、わからないんですけども、実際どういうふうに運用されるのか。これは持ち出しも、ソフトですから多分、コンピューターか何かで事務を行うというふうに思うわけでありまして、現実的には災害時にどういう対応を予想しているのか、どういう運用が見込まれているのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、現在の避難支援の申請状況ということでございますが、2月の民生委員協議会におきまして、各区の民生委員の皆さんに現状の防災登録者の避難支援台帳への同意確認ということで、今月の半ばぐらいをめどに調査依頼をお願いしております。また、それ以外につきましては、区長会にてご説明いたしましてお知らせ版等に掲載したところでございます。

現在の進捗状況といたしましては、防災登録者284名のうち同意者が163名、不同意者が2名、入院等で自宅にいないことから連絡がとれない方が16名というふうな状況でございます。今月半ばぐらいまでですので、その状況に応じてまた今後調査をしていきたいなと思っております。新たに防災登録者以外の方での申し込みという方が2名いらっしゃいます。

発電機の使用ということでございますが、議員からお話しいただいたように、パソコンとプリンターというものを私どもの課に単独で設置しております。町のほうの非常電源の設備もあるわけでございますが、課のほうから直接それぞれの、例えば消防団とか警察、そういったところに問い合わせをした場合に単独で確保したほうがよろしいんじゃないかなということで、そのような設備の体制をとっているわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

これは1.6キロワットということですが、ガソリンで動くのでしょうか。燃料はどうなっておるのかということと、どの程度の運転時間ですか。例えばガソリンですと、満タン何リットルで定格運転をして何時間と、余り長くないというのが一般的ですが、そうすると同時に燃料を別途用意しなければならないと。普通、一般的にこういうものはガソリンなわけでありまして、ガソリンでありますと一定量の保管というのはいろいろ免許を含めて難しいというふうに思いますが、これは大事な問題ですのでお聞きいたすんですけども、そこも含めて間違いのないようにと。

それからもう一つ、要するにエンジンの発電機というのは当然、NO<sub>x</sub>だとかCO<sub>2</sub>だとかを含めてそういうものが出ますから、この間も東北で寒さの中、使っていて中毒症状を起こしたという事例もたしかあったように思いますので、その辺は慎重な運用というのが大事だと思いますけれども、そうしたことも含めて、運用に関して答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 燃料の供給については各ガソリンスタンドと災害協定を結んでおりまして、優先的に供給していただけるということにはなっております。そういうことで対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） ガソリンでございますが、確かに室内で使うと中毒を起こしますけれども、今、私どもはたまたま2階ですぐ前に広場がございますので、そちらの外に機械を設置して、引き込み線でパソコン等を動かすというふうなことを考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

充分慎重な対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。23ページ、農林水産業費の中の振興費、8節報償費、これが多分、有害鳥獣の関係だろうかと、歳入のほうから類推して思うわけではありますが、有害鳥獣の実績等、これが38万4,000円というふうになっておりますので、ほかにちょっと項目が見当たらないのでこれだと思いますが、この内容等について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 先ほど企画財政課長からもご報告がありましたが、まず、イノシシが当初予算の捕獲頭数が200頭でしたが、今現在、約260頭、約60頭の増加が見込まれること、また小動物については、当初80頭であったものが約20頭の増加が認められる、そういっ

たことで今回この予算を計上させていただいております。

また、イノシシの管理事業についても、先ほど企画財政課長が申し上げましたが、補助率が3分の1から2分の1になったということで、今回補正をお願いしたところです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この有害鳥獣であります、昨今、シカ等が大変増えてきているというふうにも思います。また、キョンとかそうしたものも多いわけですが、そうしたものの対応、そしてまた、たしか数日前、この有害鳥獣の捕獲に関する講習会等も行われたというふうに思います。現実的には農家の方々にもこうした免許を取っていただく、こうしたような指導を町はしておったかというふうに思いますが、こうした内容について説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今、町が進めているのが、箱わなでの対応でございます。シカ、キョンについてはなかなか箱わな等には入らないこともありまして、基本的には紐わなといって鉄のわなですね、足をくくるわなが主流でございますので、御宿の小さな町では住宅地と林地等が近接している関係がありますので、なかなか設置が難しい。また、そのほかに銃での捕獲態勢もありますが、やはりいろんな住民との、場所が狭い関係があるので、そういったところについては慎重に今後対応させていただきたいと考えています。

また、先日行った講習会は、農家の人たちが実際に生息地の確認等を行いながら、できれば自分たちで少しでも農地等を守っていただきたいと、そういった意味での講習会を実際に行っています。そのときは30名程度の参加がございました。

また、これは新年度予算のほうでですが、今回、農家の方たち等に免許を取っていただくための一部助成、県のものを利用しての事業なんです、そういった事業も今回計画させていただいております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

次に移ります。24ページ、商工費であります、これは観光費の件、それから月の沙漠記念館運営費、プール管理運営費ということで、これは歳入のほうでもありましたが、たしか利用者ですね、そういう面からの収入源もあったかと思えます。震災等が原因だというふうなご説明もあったわけですが、震災も含めて、もう一つは原発、いわゆる東電由来のものであります、これは一般質問にも提案はしておったわけでありましてけれども時間等の関係で省か

せていただきましたが、いわゆる放射能被害を含めた風評被害での説明会というのが岬町でやられて、たしか御宿町でも何回かやられているというふうに思います。

一般的には東電がその地域の一カ所でやられて、その後はやられていないのが多いというふうに思います。しかし、たしか1月のときは主な事業所、団体等にしか案内が行かなかったと思いますので、特に御宿町は零細な農家の方々、それから営業の方々が大変多いと思います。そういう団体に加入していないところも多いというふうに思いましたので、漏れがあつてはという心配はしておったわけでありますけれども、そうしたことも含めて対応をとっていただいていると思います。また、今月も商工会でやられるような案内もあるようでありますけれども、この関係についての町の対応について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず初めに、今回、福島原発の関係で政府が示したのが福島、茨城、栃木、群馬の4県に限定されておったんですが、その後、やはり海水浴場の客が大きく落ち込んだことによって、千葉県や海水浴場を保有している長生、夷隅、安房、館山を含めてオール千葉県で国に要望した結果、1月10日に、千葉県の太平洋沖16市町村が賠償対象地域になったということでございます。

この結果を踏まえて、1月27日に県の観光課のほうで主催し、東京電力が説明したんですが、風評被害を対象とした地区以外の、市町村を含めて行政側にまず説明がございました。その後、1月27日、先ほど議員が申したとおり、非常に短い時間でいすみ市のふれあいセンターのほうで事業者向けの説明があつたんですが、その席で私のほうから、非常に短期間であるので商工会や観光協会に入っていない人たちもいることも想定されるので、御宿町でぜひ制度説明をしていただきたいということで、2月28日、大会議室のほうで事業者向けの説明会をさせていただき、その後、一回読んだぐらいじゃわからないようなこともあるので、この3月6日と8日、商工会のほうで個別相談という形で進めていただいております。

この状況の中で、1月27日の制度説明には私も出席したんですけれども、そのときに、今回はあくまでも事業者向けだということで、今後、自治体における風評被害についても検討させていただきたいということで、3月31日の見込み数等が確定した段階で再度、東京電力のほうに賠償責任についての申請なりを進めていきたいと。これが対象になるかどうかわかりませんが、そういう形で今、町のほうも対応したいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 極めてスピーディーにきめ細かな対応をとっていただいたというふう

に思います。

ただ、これは残念ながら、一般質問でも申し上げましたが、今年で終わるわけではありませ  
んのので、引き続き対応を求めたいと思いますが、その考えについてお聞きしたいと思いま

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今回の対象は、事業者の場合、11月まででございます。です  
から、まだまだこういった状況が続きますので、県のほうでも賠償対象期間が変わる場合、ま  
た新たな説明会等がございますので、そういったことで積極的に私のほうで周知させていただ  
きたいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

最後になりますが、26ページ、教育費の中で体育施設費、工事請負費で471万何がしの減額  
になります。施設補修工事であります、この内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） こちらの減額の工事につきましては、B&G海洋センターのプー  
ルの鉄骨及びプールサイド等の改修についての事業費を入札した最終的な工事金額との差額を  
減額補正するということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

B&Gのプールは、先般も申し上げましたが、私も見させていただきましたが、大変きれい  
な内容でびっくりしました。コンクリートもきれいに塗られて、プールの中も水色ですね。大  
変良好な環境になったというふうに理解をしております。

ちなみに、今年は津波等の関係もありまして、また、その後の地震もかなり長く細かいのが  
続いてきたわけでありまして、B&Gのプールの利用については、利用者数が対前年を  
含めてどういう状況だったのかもあわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 今年度のプールのオープンにつきましては7月16日ということで、  
財団のほうの助成をいただいて実施した事業ということですので財団ともお話しさせていただ  
いた中で、当日につきましてはまだ学校は夏休み前でしたが、一日入場無料ということで教育  
委員会にもお話をさせていただいて実施をしております。この日は156人の入場者数というこ  
とでございます。

シーズンを通しまして、今年度、教育委員会にお話をしまして、お盆までの月曜日6日間に  
つきまして試験的に開設しております。この6日間の入場者数も含めまして、今年度の入場者  
数につきましては昨年度より539人増というような形になってございます。プール開き当日の  
無料を除きお金をいただいて入場いただいた方についても383人の増というふうな状況でござ  
いました。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番、土井茂夫君

○5番（土井茂夫君） 先ほどの関連質問で、18ページの防災諸費について石井議員からいろ  
いろ質問して答弁があったんですけども、実は3.11のときに私、現実に体験したんですが、  
私ごとで申し訳ないんですけども、東北に親類がありますので、電話をかけてもとても通じ  
ない状態が何日も続きました。約1週間は続いたことは事実です。 だめだったんじゃない  
かなと思うんですけども、そのときに私のところに、携帯は無理だなと思っていたんですが、  
携帯に電話があったんです。それが親類の方からです。何でこの携帯は通じるのかと聞きまし  
たら、衛星電話なんだよという答えが返ってきました。

私は、衛星電話はこんな災害時に、電気を失われた、全部ライフラインがやられた中で来た  
ので、びっくりしました。こんないいものがあるのかと思ひまして、せっかくの簡易デジタル  
無線購入ですが、先ほどいろんな問題があると。山合いがあるとだめだとかいろいろある。昨  
日のNHKのテレビを見ても、消防団員が開け閉めで亡くなっているとか悲惨なことが現実に  
あったということを考えますと、これは直接的に衛星電話が幾らであるかというのを、私、個  
人的にそういうことに詳しい方に聞きましたら、1台40万円ぐらいするんだと。でも40万円が  
すごく安心が買えると。せっかくデジタル無線購入をするんならこの金を、約4分の1で40台  
購入しようとしているんですけども、10台でもいいですから衛星電話をぜひとも検討してい  
ただけないかなと、かように思うわけです。ひとつよろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 衛星電話回線につきましては、たしか6月ごろの一般質問でもい  
ただいております。町には一応1台設置はしてあります。これにつきましてはすべてカバーす  
るというふうなことでは、技術的なものと予算的なものとの両面からちょっと今のところ難し  
いということで、特に御宿町の場合、かなりコンパクトな面積の中で対応が可能ということ  
ありますので、当面の間は、まず今ある携帯無線機の対応が非常に困難になっている状況です  
ので、緊急的に国の順位に照らし合わせて今回提案をさせていただいておりますので、よろしく

お願いいたします。

衛星電話回線については、また今後とも研究してまいりたいということでよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 了解しました。今後ともぜひとも検討していただきたいと。

それともう一つ、また戻るんですけれども、高校跡地の購入問題、ずっと今年の6月議会からやっているそうですが、私は条件つきでは賛成なんですけれども、その条件というのは、今、景気がかなり冷えています。これは公務員をやっていると、私も公務員をやっていたから意外と何も感じないのかもしれませんが、民間企業は田舎ほど本当に冷えています。都会にいますとまだまだ気も立っているし何かそういう需要があるわけです。

そうした中で、今回、こういう高い金を出して県から購入する。それで、その後には中央高等学院という高等学校を誘致するということが見え隠れしている中で、我々議員は大体同じような認識を持っているんですけれども、やっぱり地元企業をとにかく救ってほしいというような契約内容でないと、その学校のメリットは、学校法人でありますから法人税は入らない。経済効果として泊まるとかそういうものはあるにしても、全体的にやっぱり最初からそういうことを勘案して進めていってもらえれば、私は、今、不景気の中でこういう企業が結局、今の時代の趨勢なのかなと思っていますので、極力そういう配慮をした契約内容であってほしい。そうであれば私は事実上やむを得ないのかなと思っていますので、その辺、町長さん、ひとつご回答願います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 地元企業を救う配慮をしていただきたいということでございますが、先ほど伊藤議員さんから事業者との契約の件についてご質問がございましたが、私もちょっと言葉も足りませんでした。公的機関の場合ほとんどもとて所有していなければ契約できないという基本的な原則がございますので、これはご理解願わなくちゃいけないとは思いますが、もしこの補正予算がご承認いただけますれば、その契約時にやはり議員の皆様方のご意見、ご協議をいただきながら事業を進めていきたいと考えております。

今、土井議員さんがおっしゃられましたことを十分に念頭に入れまして事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

12番、白鳥時忠君。

○12番（白鳥時忠君） 今の関連で質問させていただきます。

指摘も何点かあるんですが、町長の災害に対する思いは充分私も理解しております。6月のときにも私は話をさせていただきましたが、防災の拠点としてという話がありましたけれども、防災の拠点は御宿町役場であると思います。拠点を分散することに対しては、あのときも指摘させていただきましたが、100名に満たない御宿町職員では対応できるのか、このことを疑問に思うということを書かせていただきました。

また、避難所としてということを書かれたんですが、避難所として懸念されるのが、津波が来た場合、清水川が決壊し進入路が水没する懸念があります。旧御宿高校跡地を目指したがために事故に巻き込まれることもあります。また、地震ハザードマップ、揺れやすさマップ、液状化危険度マップでも危険地域として示されています。そして、保育園の園児や小学校の児童は安全を考えて、今、防災避難訓練としては中学校を目指しています。防災の拠点、避難所としてはどうかというのがまず1点。

そして、先ほど伊藤議員も指摘されていましたが契約の問題が不透明であること。この点に関しては見解の相違なのかもしれませんが、私からの指摘として、意見として言わせていただきたいと思います。

それ以上に気になったのが昨日の町長の決断であります。町長から、保育園の移転に関して最優先事項として臨むという答弁があったかと思います。これは重要な決断であると思いますし、そうであるならば、優先順位の上位としてまず保育園の移転のほうが先ではないかと僕は考えます。

それというのは、津波が来た場合に、保育園のほうが先にありますし、保育園の園児、子供の安全が先ではないかと思うからです。であるならば、この後、24年度予算の審議もありますが、この予算編成に関してもそれに向けた予算編成をするべきだと思いますし、この三千五百何十万もその原資に充てるべきではないかと思います。最終的ではないでしょうけれども、昨日、そういうような判断をされたわけですから、このことをもうちょっと考えて決断していただきたいと思うんですけれども、それについてお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 防災の拠点という、私は、何回か拠点という言葉が入っていたことは確かなんですが、6月のご提案といいますか、修正動議のときの提案理由に今ちょっと触れられたと思うんですけれども、私はあのときは拠点という言葉は使っていないんですけれども、考え方は白鳥議員と同じなんです。

おっしゃるとおり、いろんな機器がありますので役場が拠点にならざるを得ないというのは、それは充分私も承知しているんですが、ただ、やはり災害というのは想定できないいろんなことが起こりますから、拠点的な活用というか、私はそういう意味で言っているんです。ご理解いただきたいと思うんですけれどもね。先ほども申し上げましたように、今回みたいな大きな災害が来まして、そうすると数日とか1週間や10日じゃ全然見通しがつかないと。今回の東日本大震災みたいな何年もかかるような大きな災害が来たら、必ず高台の施設がいろんな意味で活用されるという観点で申し上げておりますので、その辺は言葉の。

ですから、正確に言えば拠点ですから1カ所でいいでしょうという、それはそのとおりだと思いますが、私が言ったのは、恐らく災害の状況によって拠点的にならざるを得ない部分もありますと、そういう意味で私は言っていますので、ご理解をお願いします。

また、避難所については、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、高台にありますから、10メートルに近い大きな津波が来たときには、やはり高台の施設というのは非常に重要な位置を占める、役割を果たすということになろうかなと思います。そこへ逃げるときに久保橋があって、清水川があるから水が来るといような、確かにそういう現実も想定されます。あるいは、震源地が今回は御宿町にとってみれば非常に遠かったんですが、例えば房総沖で30分以内に来る、20分以内に来る、あるいは1時間以内に来ると、いろんなそういった時間の状況もありますから、それは必ず、いろんな意味で防災無線なりでみんなに周知しなくちゃいけないんですが、とにかく一つの想定される状況だけで判断できないので、すべてのいろんな想定される状況の中で、今回はもう想定されるものを100%クリアできればいいんですけれども、なかなかそういうこともできないと思いますので、10メートルに近い大きな津波が来たときにやはり残る施設といいますか、いろんな意味で大きな役割を果たすと思いますので、そういうことを申し上げたわけでございます。

この事業は、今回、補正予算で、一つの形としてご提案させていただきましたけれども、昨日の石井議員さんの一般質問でも申し上げましたけれども、保育所の移転については、やはり将来的には移転しなくちゃいけないと思います。それをやはり今後、総合計画の中で10年ぐらいで、あるいは10年の中でも後半部分、5年を経過した後半の部分である程度、計画の中に、今まで財政当局も頭の中にあっただようでございますが、いろんな議論の中でできるだけ早く、一、二年のうちに（仮）公共施設活用委員会でご意見をいただいて、さらに建設委員会を設置していただいて、10カ年計画の中の事業としてまず第一に挙げたいと、そういう意味で私は昨日も申し上げました。

そういうことですので、今回、新年度予算もご提案させていただき、いろんな事業がございますけれども、保育所の建設についてそういう10カ年計画の中で第一に考えさせていただきたいという意味で私は申し上げたつもりでございますので、よろしく申し上げます。

---

#### ◎時間延長の件

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

---

○議長（中村俊六郎君） 12番、白鳥時忠君。

○12番（白鳥時忠君） 昨日の町長の答弁では、今、話されていましたが、私は違うようにとらえたんです。それは、津波は待ってられないものですから、例えば5年とか10年とかそういう話じゃなくて、あした来るかもしれないしもっと先かもしれない、そういう中で緊急性を考えて何よりも先にまず保育園の移転をするという、そういうような思いがあったんじゃないかなと僕は感じました。

それであるならば、私、いろいろこの間にも災害について質問していますが、橋の補修、改修計画、そういうのもありますけれども、まず保育園の子供たちを安全な場所に避難させると。これは極論ですが、橋が決壊しても、この優先順位は保育園より落として、橋は決壊してもそこを渡っていってもらう、これをやむなしとするのであれば、そういう予算を後回しにして保育園を最優先にする、そういうような考えだと思って今質問しました。

ただ、町長がそういう考えであればそれはいたし方ないと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 保育所の移転につきましては、昨日もいろいろ出ておりましたけれども、金額的にもかなり多くかかりますので、それは一つ財政当局との協議も必要でございますので、そういう意味で今後ということでは申し上げた次第でございます。

それと、6月の提案理由をされたときには、あれは議論とか討論、やりとりができませんで

したので、私、ずっと、今回もブログ等で白鳥議員が掲載されていますけれども、一つ一つ見ていると、今おっしゃいました揺れやすさマップとか液状化危険度あるいは地震ハザードマップ、例えば揺れやすさマップ云々については、あそこの校舎は震度6に耐えられる耐震補強がされておりまして、液状危険度マップについては、特にこの土地がひどいということではありません。市街地と同程度の液状化が起こるといふマップになっております。地震ハザードマップについては、建物が全壊する割合が3%未満で危険度が1ですので、一番危険性がないということになっております。

私はこう思っていますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 12番、白鳥時忠君。

○12番（白鳥時忠君） 僕もちょっとつけ加えさせていただきたいと思うんですけれども、園舎のことで言ったのではなくて、その手前、久保橋近辺を目指したがためにそのマップにかかわるものが該当するのではないかという思いで言わせていただきましたので、そのところはお間違えのないようにしていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

（午後 4時49分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時12分）

---

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重なお時間をいただきまして、一言御礼の言葉を申し述べさせてい

ただきたいと思います。

先ほど旧御宿高校跡地の購入に関する補正予算をご承認いただきまして、誠にありがとうございました。これからこの事業を執行するにあたりまして、議員の皆様方のご意見、いろいろなお考えをいただきまして、議員の皆様方のご意見を十分に尊重させていただいて進めさせていただきたいと思いますので、どうか今後ともご指導、ご協力のほどを切にお願い申し上げます、御礼の言葉といたします。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

---

### ◎日程の変更について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第18、議案第23号 平成24年度御宿町一般会計予算についてを先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第18、議案第23号 平成24年度御宿町一般会計予算についてを先に審議することに決定しました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第18、議案第23号 平成24年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議案第23号 平成24年度御宿町一般会計予算（案）についてご説明申し上げます。

まず、平成24年度における町の財政見通しでは、町債にかかわる償還のピークは過ぎたものの、歳入の根幹である町税が固定資産税評価見直しの影響により減少する中、高齢化の進展や景気の低迷により、国保や介護を初めとする社会保障費が増加しており、予算編成は厳しい調製となりました。

一方、東日本大震災の影響や国政の混迷もあり、今後の景気動向も依然として不透明ではありますが、新聞報道等を見ましても、地方自治体が自治法の本旨に基づきみずからの責任にお

いて判断し地域経営を行うという地域主権の動きは加速されることが予想されます。

町の24年度予算編成でもこれらの動きに的確に対応するとともに、現町総合計画の最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを振り返り、一層の充実、見直しを図った上で時代に即応した施策展開を図るため、各担当部署、職員個々においてもさらに一歩進めた事業展開に努めるよう指示がありました。

予算編成にあたっては、御宿中学校屋内運動場の建設を最優先課題とした上で、町民の安心・安全、福祉の向上、産業の振興など、町民生活に欠かすことのできない行政課題の重点配分に努めました。また、財源の効果的な配分に努めるとともに、マニフェストに掲げられた事業を初め、議会からのご意見、ご提案、さらには各種団体や委員会からの要望をもとに予算配分を行いました。

予算案の具体的な内容ですが、予算書の1ページをご覧ください。

予算書の第1表でございますが、平成24年度の一般会計予算の規模を歳入歳出総額34億9,000万円と定めるものです。前年度に比べ3億5,000万円の増、割合にして11.1%の増となりました。増額の主な要因は、御宿中学校屋内運動場建設のあります教育費の増加でございます。

次に、第2表でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を定めるものです。

内容につきましては第2表債務負担行為によりご説明いたしますので、9ページをお開きください。

債務負担行為を設定する事項は町有地の測量委託で、期間は平成24年度から平成26年度までの3カ年、限度額を1,800万円とするものです。内容は、六軒町浦仲地先の町有地について、不動産登記法の改正により地図が確定していないため、借受人より借り受け申し込みがあっても分筆ができなく売却できない状況にあり、法務局より地図の確定を求められているため、地図の確定業務を委託するものでございます。

次に、第3表でございますが、地方債に関する規定であり、予算書の10ページ、予算概要の17ページ、町債をご覧ください。

地方債は、限度額合計4億6,210万円を計画し、借り入れする際の利率を3.5%以内とするものでございます。

それでは、地方債の内容でございますが、中山間地域総合整備事業債につきましては、平成21年度から実施しています中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので、充当率は90%、後年度の交付税にて50%の財源措置があるものです。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税からの一部振替措置であり、地方財政計画で見込まれる発行可能額の範囲内で借入れを行うものです。

水道企業団出資事業債につきましては、南房総広域水道企業団が実施する水管橋の耐震補強工事の町出資金に充てるもので、市町村出資金に対し充当率100%、後年度の交付税にて50%の財源措置があるものでございます。

中学校屋内運動場建設事業債の一部については、後年度の交付税にて70%の財源措置があるものです。

予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条及び第5条につきましては、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の限度額並びに地方自治法第220条の2ただし書きの規定による項間の流用ができる場合について定めたものでございます。

それでは、歳入の各款ごとの内容ですが、予算概要にてご説明申し上げます。

予算概要の47ページをご覧ください。

町税は8億9,620万円となり、前年度と比べ3,591万円の減額となりました。町民税の個人、法人で若干の伸びが見込まれるものの、評価替えに伴う固定資産税の減額が大きく、町税全体で前年度比3.9%の減となりました。

2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金につきましては、国の示す地方財政計画並びに県の推計値をもとに所要額を計上しております。譲与税全体では75万円の増額計上となっております。なお、7款ゴルフ場利用税交付金については、景気低迷等により100万円の減額となっております。

9款地方特例交付金は前年度と比べ1,200万円の減額ですが、制度改正や税制改正などの地方財政計画全体額の中で、子ども手当分及び自動車関係諸税の軽減措置に伴う減収分が廃止となったことによるものでございます。

10款地方交付税は総額で9億9,000万円を計上いたしました。前年度比1%の減となりました。国では出口ベースで若干の増が示されておりますが、震災等による全国的な収入の落ち込みを踏まえると安易に交付税額の増加は認められず、普通交付税で9億6,000万円、特別交付税で3,000万円と、前年度を1,000万円下回る計上となっております。

12款分担金及負担金は2億2,572万円で、前年度と比べ2,238万円の減であります。ごみ処理に係るいすみ市の分担金の減が主な理由でございます。

13款使用料及手数料は6,052万円、前年度と比べ95万円の減額となっておりますが、各観光施設の使用料等が減額になる一方で、袋制導入に伴いますごみ収集手数料の増加により、前年

度に横ばいする結果となりました。

14款国庫支出金は2億428万円、前年度と比べ6,519万円の増加となりました。子ども手当交付金制度の見直しによる減額となりましたが、中学校屋内運動場建設に係る国庫補助金により大きく増加しています。

15款県支出金につきましては1億5,079万円で、前年度比7,422万円の減額となりましたが、23年度に実施いたしました防犯灯のLED化のグリーンニューディール基金事業補助金がなくなったことや、ふるさと雇用再生特別基金事業が23年度をもって終了したことによるものでございます。

16款財産収入は1,710万円で94万円の増、前年度とほぼ同額でございます。

18款繰入金は2億1,700万円です。御宿中学校屋内運動場建設に係る財源として学校建設基金から1億7,500万円を取り崩すほか、町債の償還財源とするため、減債基金から4,000万円を繰り入れいたします。また、国の地域活性化交付金により積み立てた住民生活に光をそそぐ基金が廃止の期限を迎えることから残金の200万円を全額取り入れ、障害児の対応を含めた子育て支援策に活用いたします。

19款繰越金は前年度と同額の7,000万円となりました。財政規模における適正な実質収支比率を踏まえた上での計上をいたしております。

20款諸収入は5,588万円を計上いたしましたが、月の沙漠記念館や町営プール売店売り上げのほか、広告掲載料や有価物売り払い収入、JRからの返還金等について過去の実績を踏まえて計上いたしましたが、B&Gプール改修に伴う助成金が終了したこと等により1,042万円の減額となっております。

町債につきましては、先ほど第3表でご説明いたしましたが、御宿中学校屋内運動場建設に係る教育債や交付税の振替措置であります臨時財政対策債など、総額4億6,210万円を計上いたしました。

以上、歳入合計で34億9,000万円でございます。

次に歳出でございますが、予算書の31ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費は7,733万2,000円を計上いたしました。議会運営費や議員活動経費、議会だよりの発行経費等にかかわるものでございまして、議員年金制度廃止に伴う経過措置としての共済費の自治体負担分の減額により、前年度に比べ978万円の減額となっております。

32ページからの2款総務費につきましては、前年度に比べ1億1,537万5,000円減額の5億5,826万9,000円を計上いたしました。全体の16%を占めております。

1 項総務管理費は 4 億 4,696 万 4,000 円で、主な内容は、庁舎管理経費を初めとする事務管理経費のほか、電算機器の使用料、広報紙等の発行、町有財産の管理、行政区運営経費補助や各種防災対策経費などでございます。

33 ページ、1 目一般管理費の 11 節需用費、光熱水費 144 万 3,000 円は、前年度と比べて 17 万円の増となっておりますが、電気料金の値上げにつきましては、昨日の一般質問でもございましたが、その他を含めましても 13.4% を見込んで計上しております。以後、一般会計総額では約 600 万円の増となっております。

13 節委託料は、23 年度に県のふるさと雇用で実施しました公会計制度対応システム整備委託事業の終了等により 1,129 万円の減額となりましたが、14 節使用料及賃借料については、電算基幹系システムの更新等により 442 万円の増額となっております。

34 ページに移りまして、18 節備品購入費 612 万 2,000 円は、23 年度から実施しています年式の古い職員パソコンの買いかえで、残り 53 台分を予定しております。

3 目財産管理費は 3,967 万 2,000 円を計上いたしました。庁舎空調設備工事、旧岩和田小学校普通教室解体工事等の終了により 7,980 万 9,000 円の減額となりました。

35 ページからの 4 目企画費、8 節報償費は、教育、福祉、環境ボランティア活動や移住体験ツアー、ボランティアに対するらくだポイントの交付に係る経費を計上しております。

11 節需用費の印刷製本費は、基本構想・基本計画の印刷製本経費で、また 12 節役務費の郵便料は、基本構想策定に伴う住民アンケート実施の経費を計上しております。

36 ページ、13 節委託料の定住化促進ツアー業務委託は、昨年度から実施しております移住体験ツアーに係る経費で、中山間地域総合整備事業実行委員会や漁業協同組合にご協力をいただき、初夏と秋の 2 回に拡充して定住化の促進を進めてまいります。

37 ページ、5 目諸費、15 節工事請負費 360 万円は、23 年度に県補助金を受け町内防犯灯の LED 化に取り組みましたが、引き続き残りました 108 基の防犯灯の LED 化を進めるものがございます。同じく 19 節負担金補助及交付金の各区防犯灯補助 131 万 5,000 円ですが、町内防犯灯の LED 化に取り組み、前年度と比べて 65 万円程度の減額となっております。

7 目防災諸費ですが、13 節委託料で、防災行政無線の保守点検とあわせ地域防災計画策定業務を実施するため、前年度に比べ 812 万 9,000 円の増額となっております。

38 ページから 39 ページの徴税費は、町税の賦課徴収事務に係る経費ですが、郷土に愛着を持ってもらうともに町の PR による地域活性化に向け、50cc 以下のオートバイのナンバープレートを対象にオリジナルデザインを用いたご当地ナンバーの交付を新規に実施いたします。

40ページからの3項戸籍住民台帳費は、一部の戸籍に関する電算化業務を残しおおむね電算事業が完了したことから、前年度より1,266万3,000円減額の4,260万2,000円を計上しております。

41ページに移り、4項選挙費ですが、農業委員会委員選挙、千葉県知事選挙、海区漁業調整委員会委員選挙、御宿町長選挙に係る経費を計上いたしました。

次に、44ページからの3款民生費でございますが、7億6,895万3,000円を計上し、前年度に比べ1.3%、966万2,000円の増加となりました。全体の22%を占めております。

1項社会福祉費は民生費の74%を占めます5億7,006万8,000円を計上し、主な内容といたしましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など各特別会計への繰出金のほか、老人福祉、障害福祉に係る扶助費、社会福祉協議会への運営費補助等が挙げられます。

44ページ下段、13節委託料は、平成25年度から始まります障害者計画の策定に係る経費でございます。

15節工事請負費は、地域福祉センターのエアコン改修工事であります。

また、45ページ、28節繰出金7,238万2,000円は国民健康保険特別会計への法定繰出金ですが、前年度と比べ507万3,000円の増加。また、46ページ、2目老人福祉費、28節繰出金、介護保険特別会計繰出金は955万1,000円増の1億2,894万5,000円の計上となりました。高齢化の進展により国保会計や介護保険会計等への繰り出しが年々伸びており、特別会計の安定運営に向け所要額を計上しております。

47ページ、3目心身障害者福祉費、20節扶助費の介護給付費は、利用者の増加等により前年度と比べ2,377万8,000円と大きく増加しております。また、児童福祉法の改正により障害児の通所支援の実施主体が市町村となったことにより、障害児通所支援事業が新たに加わっております。

2項児童福祉費につきましては、保育所並びに放課後児童クラブ等の運営に係る経費のほか子ども手当に係る経費を見込み、1億9,888万5,000円を計上いたしました。

48ページ、1目児童福祉総務費、14節材料及賃借料で、御宿児童館にAEDを設置いたします。

2目児童措置費につきましては、子ども手当制度改正により2,033万8,000円の減額となっております。

51ページからの4款衛生費は、前年度に比べ1,640万1,000円増の5億2,228万7,000円を計上し、全体の15%を占めております。

1 項保健衛生費ですが、町民の健康管理促進に資する各種健診事業、感染症予防や子ども医療費に係る経費のほか、国保国吉病院負担金、環境整備に係る経費など1億4,429万5,000円を計上しております。乳児から始める虫歯予防対策とあわせて、保育所や小学校での歯科衛生士による歯科指導を新規事業として実施するほか、52ページ、予防費では新たに前立腺がん検診を実施いたします。

53ページ、3目環境衛生費、13節委託料のミヤコタナゴ保護増殖事業は、天然記念物ミヤコタナゴ生息地の維持・保全に取り組むものでございます。また、漂着物撤去委託は、海岸に漂着する流木等の撤去対策等について予算計上するものでございます。

15節工事請負費は、境川生活排水処理施設の設備改修工事でございます。

また、54ページ、19節負担金補助及交付金では、住宅用太陽光発電設備設置への補助金を計上しております。

4目子ども医療対策費では、20節扶助費、児童医療対策事業について、少子化対策、子育て支援として通院・入院の医療費の助成範囲を中学3年生まで拡充し実施いたします。

55ページからの2項清掃費は、清掃センター運営費や合併浄化槽設置補助のほか、広域ごみ処理施設建設や夷隅環境衛生組合への負担金で3億4,231万9,000円を計上いたしました。

56ページ、13節委託料は、指定ごみ袋製造委託を計上しております。また、15節工事請負費は清掃センターの施設補修に係る経費でございます。

57ページ中段からの上水道費、1目上水道運営費は、町水道事業の安定的な運営と供給単価の抑制を目的に2,000万円を補助するものでございます。

また、2目上水道建設費は、南房総広域水道企業団に対する補助及び出資でございます。

58ページ、4項予防費は、後期高齢者医療の特定健診に係る経費を計上しております。

5款農林水産業費は、中山間地域総合整備事業負担金の増加等に伴い1,383万8,000円増の8,789万6,000円を計上いたしました。全体の2.5%を占めております。

1項農業費は、農業委員会経費やイノシシを初めとする有害鳥獣被害対策、各種農業振興に係る経費を計上しております。

59ページ、3目農業振興費では、有害鳥獣対策の充実を図るため、8節捕獲処理報償170万円とともに、国の交付金を活用し箱わな20基を追加整備するため、60ページ、19節負担金補助及交付金に鳥獣被害防止総合対策事業200万円を計上いたしました。また、遊休農地の有効利用と交流人口の増加を目的に29区画の貸し農園を開設するとともに、地元食材のPR、消費拡大に取り組みます。

61ページ、3項水産業費は、種苗放流や漁獲共済補助等、水産業振興経費を計上しております。

2目漁港整備費、15節工事請負費490万円は、御宿漁港防波堤の護岸部分の改修工事でございます。

6款商工費は、ふるさと雇用基金事業や緊急雇用創出事業廃止の影響があり、前年度と比べ2,603万8,000円減額の9,363万9,000円を計上いたしております。県の雇用制度を活用したこれまでの研究成果をもとに地域資源の有効活用を図り、各関係団体との連携や住民参加を促進する中で、継続した地域活性の創出に取り組んでまいります。

62ページ、2目商工振興費の11節需用費は、消費者トラブルや振り込め詐欺への注意喚起と啓発をするために、全額、県の補助を受け、ガイドブックや啓発用品を作成するものでございます。

また、19節負担金補助及交付金商工会補助は、地域経済の活性化のため、商工会が行う各種振興事業に補助するものでございます。

3目観光費、13節委託料の観光企画作成委託は、伊勢海老祭りや海の花祭り、ビーチバレーボール大会等、地域資源を効果的に活用しながら産学官連携のもとで実施いたします。また、新たにつるしびな事業への支援を行い、一層の誘客効果を図ります。

また、国の施策により今後交付が予定される「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、これは6月ごろが想定されておりました、4月以降、議会には詳細についてご説明させていただきますが、この基金を効果的に活用し観光キャンペーンの積極展開を図るなど、今後、活性創出に向けた施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

63ページ、15節工事請負費162万2,000円は、月の沙漠通り擬木さくと砂丘橋の手すりの修繕工事でございます。

64ページに移りまして、4目月の沙漠記念館管理運営費、15節工事請負費300万円は、記念館外部ガラスの強化工事でございます。また、ふるさと財団助成事業の活用により無線ルーターを設置し、Wi-Fi環境を整備し、情報化の進展に対応いたします。

5目町営プール管理運営費の11節需用費、修繕料250万円はスライダー施設等の補修費で、安全な施設運営に努めます。

65ページ、7款土木費は7,697万9,000円の計上で、前年度と比べ964万5,000円の増となりました。全体の2.2%を占めております。

1項土木管理費は、職員人件費や各団体負担金等で3,474万7,000円を計上いたしました。

67ページ、2項道路橋梁費は1,954万7,000円を計上し、1目道路維持費、13節委託料で橋梁の長寿命化修繕計画の策定に取り組むほか、生活関連道路の維持・整備を計画的に実施いたします。

68ページにかけての3項住宅費は、町営住宅の維持管理経費のほか、13節委託料で矢田団地の耐震診断経費、また15節工事請負費で富士浦団地外部塗装工事経費を計上しております。

4項都市計画費につきましては、19節負担金補助及交付金で住宅耐震診断費補助金、木造住宅耐震改修工事費補助に加えまして、住宅リフォーム補助200万円、20戸分を追加いたしました。

69ページ、5目河川費、13節委託料900万円は、普通河川清水川、久保橋上流の治水対策を進めるため、改修計画を策定するものでございます。

続いて、8款消防費でございますが、町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金等に係る経費について1億9,866万8,000円を計上いたしました。前年度と比べ2,056万1,000円の減額となりましたが、24年度は消防ポンプ自動車の購入がないことによるものでございます。

1目常備消防費は、広域常備消防に対する負担金でございます。

2目非常備消防費は、地域住民の安全で安心な生活を守るため、町消防団の活動等に係る経費でございます。23年度から実施いたしました消防団フェスタを引き続き開催し、子供たちへの防災意識の啓蒙と消防団活動のPRを実施し、将来的な団員確保につなげてまいります。

次に71ページからの9款教育費でございますが、御宿中学校屋内運動場及び柔剣道場建設に着手することから、前年度と比べ5億1,870万1,000円増の7億1,384万5,000円を計上いたしました。

第1項の教育総務費ですが、教育委員会運営費や外国語指導助手に係る経費で、3,884万7,000円の計上でございます。

72ページ上段の賃金でございますが、特別支援教育支援員や介護員などの賃金を計上し、個別の支援が必要な児童の学校生活を支援するものでございます。

73ページ下段からの2項小学校費でございますが、主として小学校の運営経費や教材等の教育振興費に係るものでございます。

なお、74ページ下段にあります工事請負費は、ジャングルジムの設置がえのほか、緊急地震速報装置を設置し、校内放送を連動させ自動一斉放送できるシステムを構築するものでございます。

75ページ最上段の備品購入費139万円は、各教室に大型扇風機を設置し学習環境を整えるも

のでございます。

続いて、3項中学校費は、御宿中学校の運営経費や教育振興経費に係るものですが、小学校と同様、生徒の安全・安心対策のため緊急地震速報を装置いたします。

また、77ページ下段、3目学校建設費で5億4,401万6,000円の計上、普通教室に遮断フィルムを貼付するほか、従来から予定しておりました屋内運動場、柔剣道場の建設を実施するものです。

次に、78ページからの4項社会教育費でございますが、公民館運営費や資料館、文化財保護費など、4,215万1,000円を計上いたしました。

78ページ中段にあります報償費の講師謝金は45万円でございますが、スペイン、メキシコ文化交流に係る経費であり、両大使館と連携して実施しようとするものでございます。

81ページ下段の委託料につきましては、文化財の案内看板を老朽化に伴い新たに設置し、文化財の保護・育成に努めるものでございます。

続いて、82ページからの5項保健体育費でございますが、体育施設運営費や共同調理場運営費に係るもので、4,341万6,000円を計上いたしました。

2目体育施設費ですが、B&G海洋センターにおける各種スポーツ教室や健康づくり教室に係る経費を計上しております。

85ページ上段、備品購入費165万円は、学校給食における給食搬送車の老朽化に伴い買いかえを予定しております。

10款災害復旧費ですが、科目設定として1,000円を計上したものでございます。

11款公債費につきましては3億8,913万1,000円を計上し、前年度と比べ4,649万3,000円の減となりました。減少の要因につきましては、12年度の消防施設整備事業、14年度の一般廃棄物処理事業に係る町債の償還が終了したことによるものでございます。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上いたしております。

以上、予算総額を34億9,000万円とするものでございます。

なお、平成24年度予算にかかわる主要事業につきましては、予算概要の19ページから45ページ、また、性質別経費につきましては予算概要の51、52ページにてお示ししてございますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 平成24年度御宿町一般会計予算につきましては、担当課長より説明

がりましたが、質疑及び採決は14日に行います。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって本日はこれで延会することに決定しました。

---

#### ◎延会の宣告

○議長(中村俊六郎君) 本日はこれで延会します。

3月14日の会議は議事の都合によって午前10時に繰り上げ、開くことにします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時48分)